

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年4月30日提出
【計算期間】	野村グローバルボンド投信 Aコース 第13期 野村グローバルボンド投信 Bコース 第13期 野村グローバルボンド投信 Cコース 第13特定期間 野村グローバルボンド投信 Dコース 第13特定期間 野村グローバルボンド投信 Eコース 第13期 野村グローバルボンド投信 Fコース 第13特定期間 (自 2020年8月7日至 2021年2月8日)
【ファンド名】	野村グローバルボンド投信 Aコース 野村グローバルボンド投信 Bコース 野村グローバルボンド投信 Cコース 野村グローバルボンド投信 Dコース 野村グローバルボンド投信 Eコース 野村グローバルボンド投信 Fコース
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

高利回り事業債（ハイ・イールド債）を含む世界の債券¹および米ドル建ての企業向け貸付債権（バンクローン）を実質的な主要投資対象²とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目指します。

- 1 国債、政府機関債、国際機関債、社債など。ハイ・イールド債のほか、新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（現地通貨建てを含みます。）等を含みます。
- 2 高利回り事業債（ハイ・イールド債）を含む世界の債券および米ドル建ての企業向け貸付債権（バンクローン）を主要投資対象とする円建ての外国投資信託と、円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。なお、「実質的な主要投資対象」とは、これらのファンドを通じて投資する、主な投資対象という意味です。

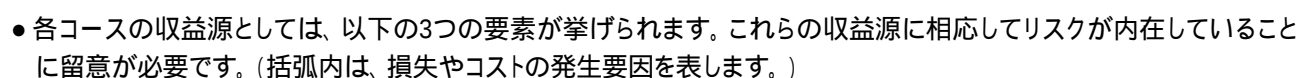
野村グローバルボンド投信（通貨選択型）は、投資する外国投資信託における為替取引手法、分配頻度の異なるコースから構成されるファンドです。

コース名	投資対象とする外国投資信託の為替取引手法
Aコース、Cコース （米ドル売り円買い）	原則として純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。
Bコース、Dコース （為替ヘッジなし）	組入資産について、原則として対円で為替ヘッジを行ないません。
Eコース、Fコース （米ドル売り選定通貨買い）	原則として純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドルを売り、選定通貨（米ドルを除く）を買う為替取引を行ないます。

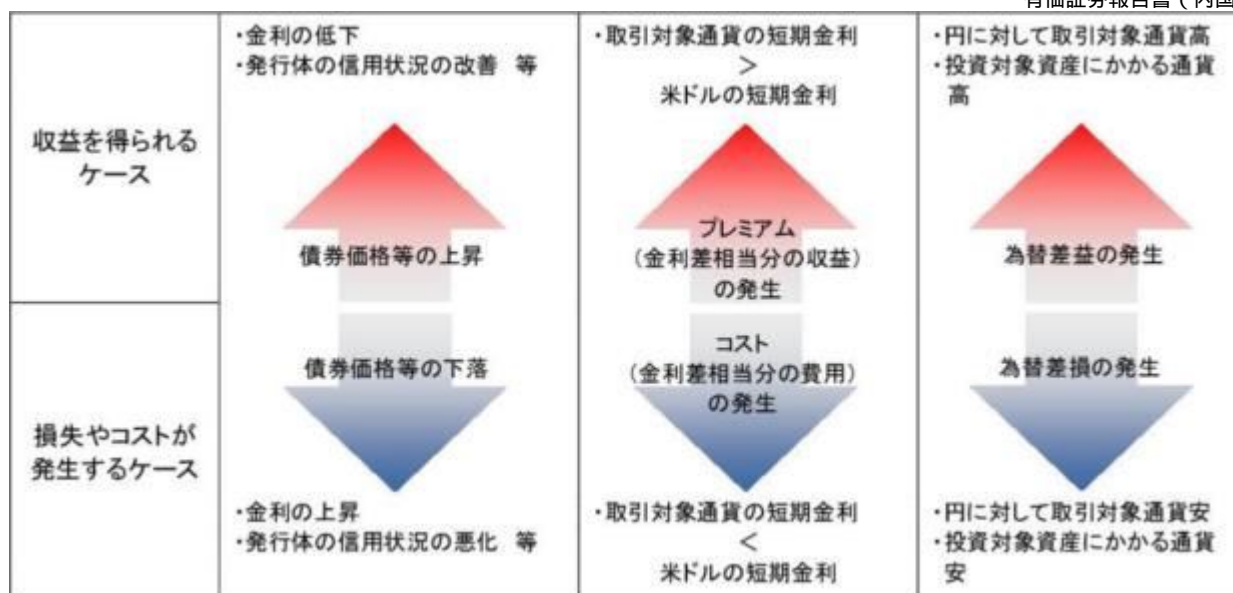
選定通貨は、投資対象とする外国投資信託の投資顧問会社が選定した通貨を指します。

■当ファンドの収益のイメージ■

- 当ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっております。


$$\text{収益の源泉} = \text{投資対象資産の利子・配当等収入} + \text{為替取引による} + \text{為替差益（差損）}$$

$$\text{値上がり（値下がり）} \quad \text{プレミアム（コスト）} \quad \text{※3}$$



* 取引対象通貨が新興国通貨の場合などは、為替取引によるプレミアム / コストに短期金利差がそのまま反映されない場合があります。

* 市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

■ 信託金の限度額 ■

信託金限度額は、各ファンドにつき1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

（野村グローバルボンド投信 Aコース）

（野村グローバルボンド投信 Bコース）

（野村グローバルボンド投信 Eコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
追 加 型		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般		北米	ファミリーファンド	あり ()
公債	年6回 (隔月)	欧州		
社債				
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(債券、 その他資産(金銭債権)) 資産配分変更型))		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

（野村グローバルボンド投信 Cコース）

（野村グローバルボンド投信 Dコース）

（野村グローバルボンド投信 Fコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型		その他資産 ()
	内 外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(債券、 その他資産(金銭債権)) 資産配分変更型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

のをいう。

- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

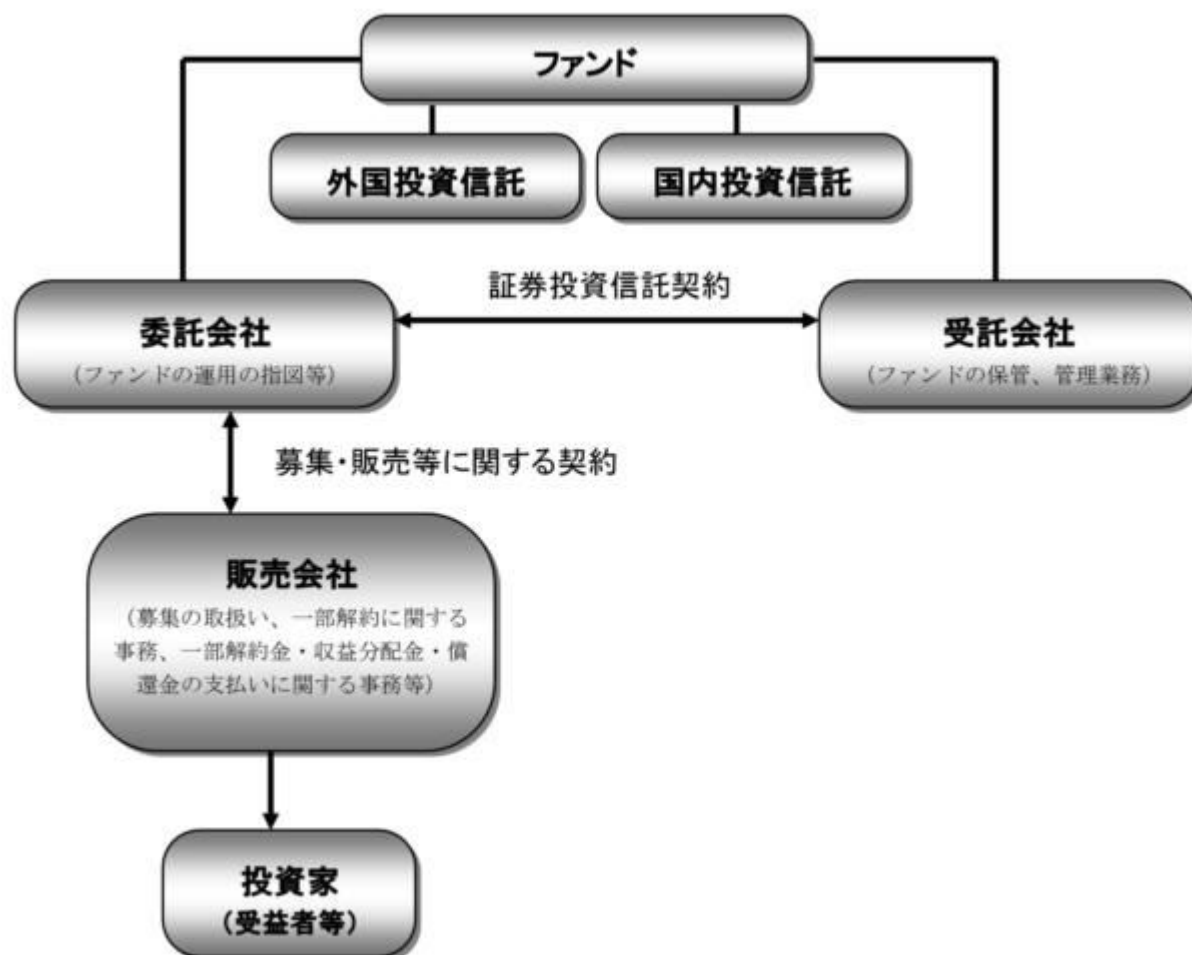
〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

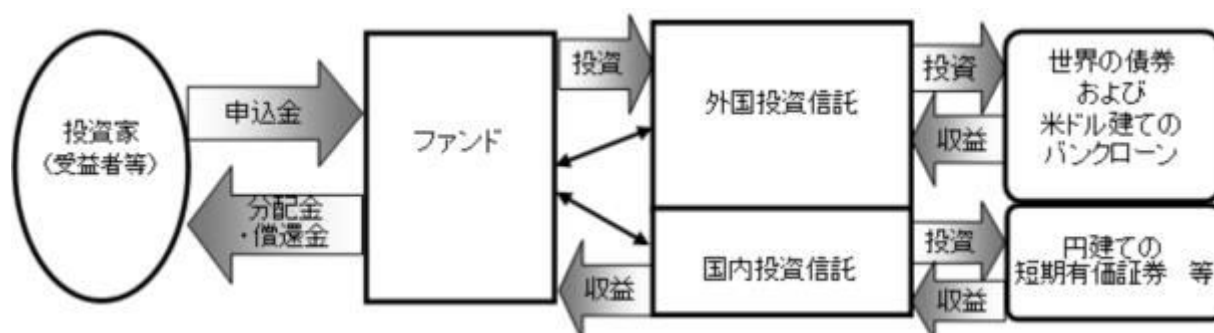
2014年8月11日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



《ファンド・オブ・ファンズ方式について》

ファンドは、円建ての外国投資信託および国内投資信託を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



ファンド	野村グローバルボンド投信 Aコース / Cコース	野村グローバルボンド投信 Bコース / Dコース	野村グローバルボンド投信 Eコース / Fコース
外国投資信託	ノムラ・マルチ・マネー ジャーズ・ファンド - グロー バル・ボンド - JPYクラス	ノムラ・マルチ・マネー ジャーズ・ファンド - グロー バル・ボンド - USDクラス	ノムラ・マルチ・マネー ジャーズ・ファンド - グロー バル・ボンド - CRSクラス
国内投資信託	野村マネー マザーファンド		
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社		
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社		

■ 委託会社の概況(2021年3月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 資本金の額

17,180百万円

・ 会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

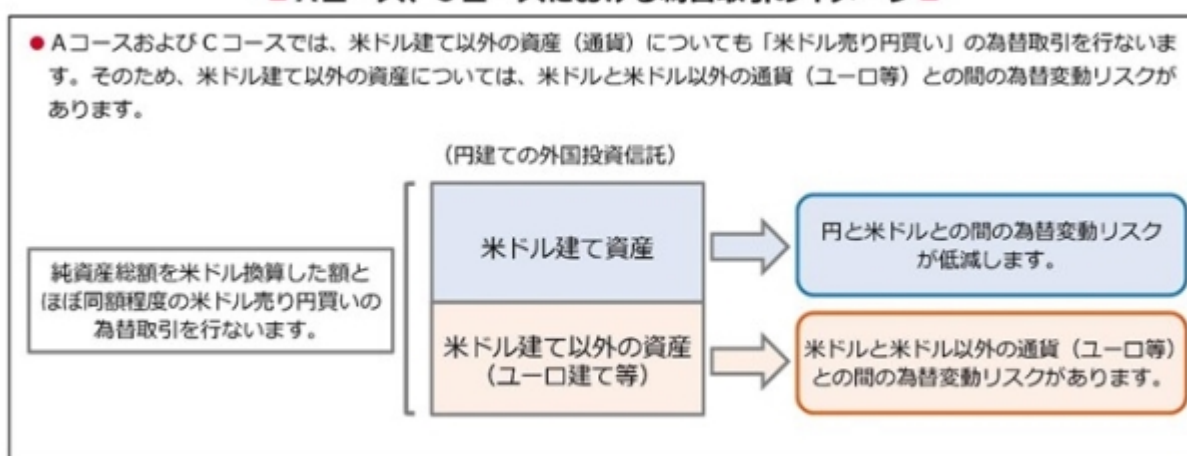
2【投資方針】

(1)【投資方針】

円建ての外国投資信託および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とします。

ファンド	投資対象
Aコース、Cコース (米ドル売り円買い)	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - J P Yクラス
	野村マネー マザーファンド
Bコース、Dコース (為替ヘッジなし)	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - U S Dクラス
	野村マネー マザーファンド
Eコース、Fコース (米ドル売り選定通貨買い)	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - C R Sクラス
	野村マネー マザーファンド

■ Aコース、Cコースにおける為替取引のイメージ ■



※詳しくは後述の「3投資リスク」をご参照下さい。

通常の状態においては、外国投資信託への投資を中心としますが、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

通常の状態において、外国投資信託への投資比率は概ね90%以上を目処とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

高利回り事業債（ハイ・イールド債）を含む世界の債券および米ドル建ての企業向け貸付債権（バンクローン）に投資する外国投資信託および野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なおコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

(参考)投資対象とする外国投資信託の概要

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド

（ＪＰＹクラス、ＵＳＤクラス、ＣＲＳクラス）（ケイマン諸島籍円建外国投資信託）

<運用の基本方針>	
主要投資対象	高利回り事業債（ハイ・イールド債）を含む世界の債券および米ドル建ての企業向け貸付債権（バンクローン）

投資方針

- ・ハイ・イールド債¹を含む世界の債券および米ドル建てのバンクローン²を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目指します。

1 ハイ・イールド債とは、S&P社による格付がBB+以下、あるいはムーディーズ・インベスターズ社による格付がBa1以下の債券（格付のない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）をいいます。

2 バンクローンとは、事業会社等が事業の拡大等に必要な資金を調達するために、銀行等の金融機関等から借入れるローンをいいます。

- ・投資にあたっては、3つの投資戦略（「ハイ・イールド債戦略」、「バンクローン戦略」、「ストラテジック・インカム／トータル・リターン戦略」）に配分します。なお、1投資戦略あたりの配分比率は、原則として、純資産総額の25%以上50%以内に維持することを基本とします。

投資戦略	主な投資方針
ハイ・イールド債戦略	世界のハイ・イールド債を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目指します。
バンクローン戦略	米ドル建てのバンクローンを主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目指します。
ストラテジック・インカム／トータル・リターン戦略	ハイ・イールド債を含む世界の債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインとキャピタルゲインの獲得によるトータル・リターンの追求を目指します。

- ・バンクローンへの投資にあたっては、主として、変動金利型で、債券等に比べ弁済順位が高く、取得時においてS&P社による格付がBB+以下、あるいはムーディーズ・インベスターズ社による格付がBa1以下のもの（格付のない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）に投資を行ないます。
- ・JPYクラスについては、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。
- ・USDクラスについては、対円で為替ヘッジを行ないません。
- ・CRSクラスについては、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドルを売り、米ドル以外の選定通貨を買う為替取引を行ないます。
- ・投資顧問会社が、世界の債券および米ドル建てのバンクローンの運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- ・副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、各投資戦略の運用において優れていると判断した運用会社を選定します。
- ・投資顧問会社は選定した副投資顧問会社およびファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。
- * 投資顧問会社は、副投資顧問会社の選定および信託財産の配分比率決定にあたり、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社より助言を受けます。

< CRSクラスにおける通貨運用方針 >

- ・原則として、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・ブロードおよびJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード構成国の通貨の中から、金利水準、ファンダメンタルズ、流動性等を考慮し、相対的に金利が高い5つの通貨を選定することを基本とします。選定通貨は定期的に（原則、毎月）見直すこととします。

	・1通貨当りのエクスポージャーについては、原則として、純資産総額の10%～30%程度の範囲内に維持することを基本とします。 ・ファンダメンタルズおよび流動性を考慮して、選択される通貨が4以下または6以上となる場合があります。この場合、1通貨当りのエクスポージャーは上記の範囲を超える場合があります。
主な投資制限	・債券およびバンクローン等を通算した同一企業への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。ただし、国債、ソブリン債、準ソブリン債等については、この限りではありません。 ・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・投資信託証券（上場投資信託証券を除く。）への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。 ・有価証券（現物に限る。）の空売りについて、空売りを行なった有価証券の時価総額はファンドの純資産総額を超えないものとします。 ・ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れを行なうことはできません。（合併等により、一時的に10%を超える場合を除く。） ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により、分配を行なう方針です。
償還条項	全クラスの合計の純資産残高が50億円を下回った場合にはファンドを、各クラスの純資産総額が50億円を下回った場合には当該クラスを、それぞれ償還する場合があります。
< 主な関係法人 >	
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
通貨運用会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッド
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
< 副投資顧問会社 > 後述をご参照ください。	
< 管理報酬等 >	
信託報酬	< J P Yクラス > < U S Dクラス > 全クラスの合計の純資産総額に応じて次の通りです。 ・1000億円以下の部分 0.88%（年率） ・1000億円超の部分 0.83%（年率） < C R Sクラス > 全クラスの合計の純資産総額に応じて次の通りです。 ・1000億円以下の部分 1.03%（年率） ・1000億円超の部分 0.98%（年率）
申込手数料	なし
信託財産留保額	1口につき純資産価格の0.3%（当初1口＝1万円）
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

●副投資顧問会社

投資戦略	副投資顧問会社	運用の再委託先
ハイ・イールド債戦略	Aegon USA Investment Management, LLC	-
	Nomura Corporate Research and Asset Management Inc. (注)	-

バンクローン戦略	Nuveen Asset Management, LLC	-
ストラテジック・インカム/トータル・リターン戦略	Neuberger Berman Investment Advisers LLC	Neuberger Berman Europe Limited Neuberger Berman Singapore Pte Limited

（注）2021年4月現在、副投資顧問契約の解約に向けて対応を進めています。

■ 指数の著作権等について ■

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・ブロードおよびJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロードは、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、現地通貨建ての世界主要国の債券、現地通貨建ての新興国の債券をそれぞれ対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

* 上記は2021年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

■ 「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド」の運用体制について ■

野村アセットマネジメント株式会社は、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（NFR&T）の助言に基づき、ハイ・イールド債を含む世界の債券および米ドル建てのバンクローンの運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、投資信託、年金運用機関、オルタナティブ(代替)投資商品など、様々な運用商品・運用機関の分析・評価を主たる業務とする、野村グループの投資顧問会社です。

(参考)国内投資信託の概要

「野村マネー マザーファンド」 運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1)投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

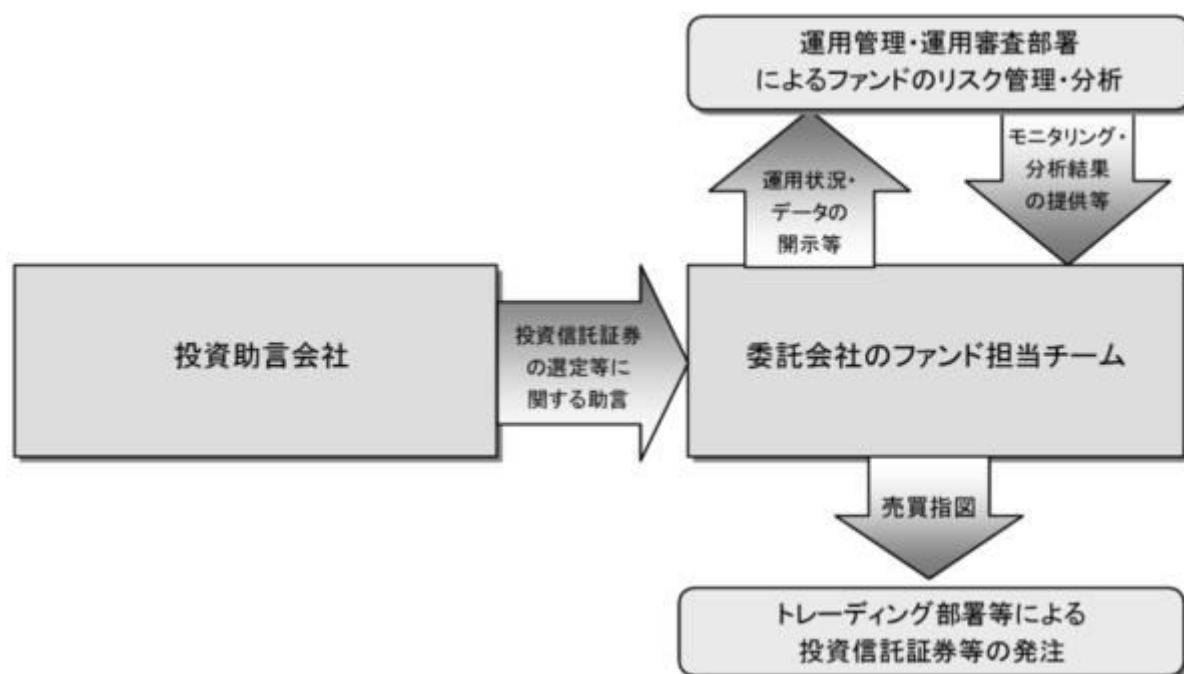
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

■「野村マネー マザーファンド」の運用体制等について■

経済調査部署による国内外の経済調査および発行体の信用力調査をもとに、運用担当者が債券・短期金融商品等の銘柄選定やポートフォリオの構築を行ないます。運用審査部署がファンドのリスク管理・分析を行ない、モニタリング・分析結果を運用チームに提供します。

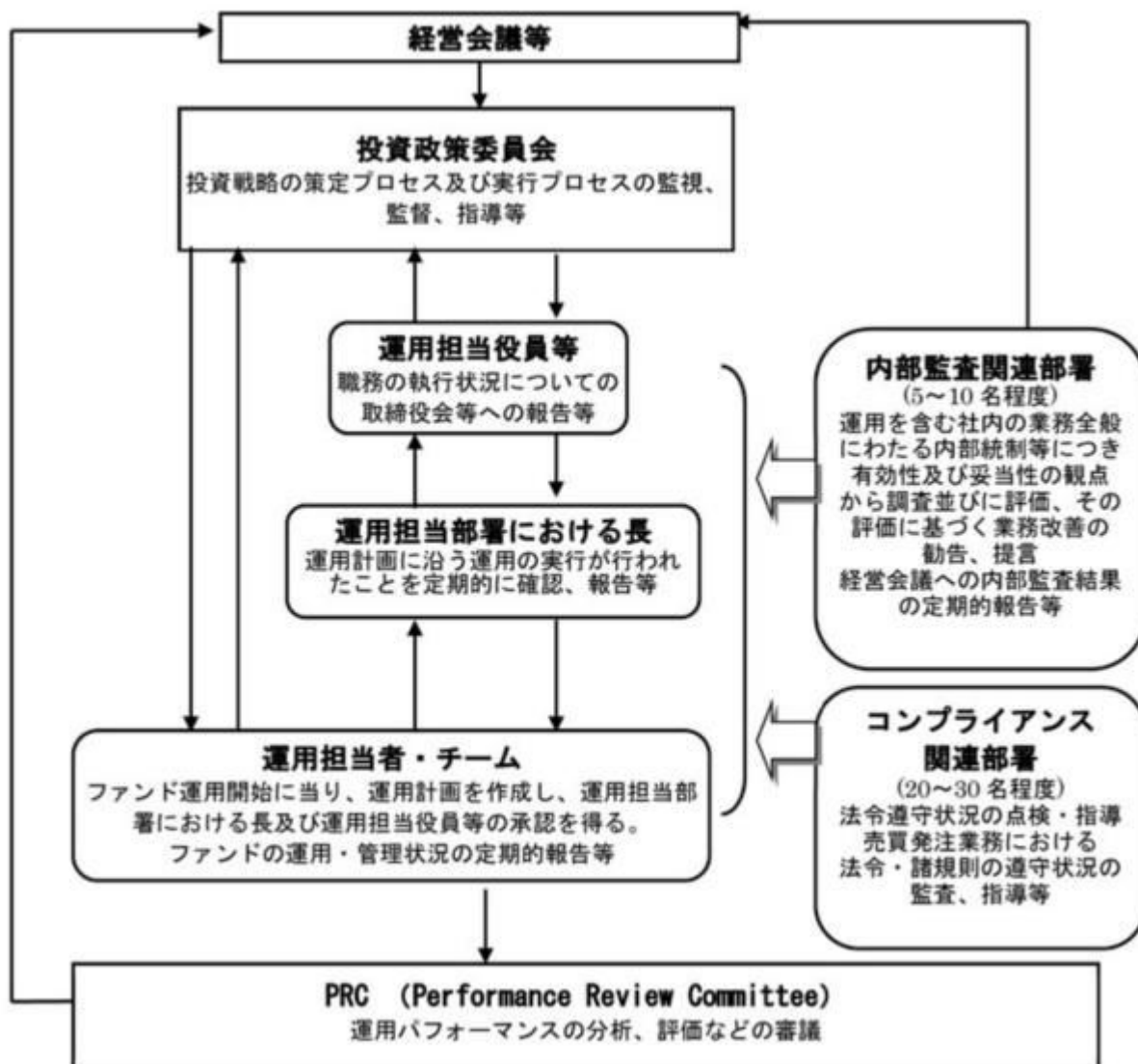
(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

< 年2回決算型（Aコース、Bコース、Eコース） >

収益分配金額は、上記 の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

<毎月分配型（Ｃコース、Ｄコース、Ｆコース）>

収益分配金額は、上記 の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、市況動向や基準価額水準等によっては、分配金額が大きく変動する場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

<年2回決算型（Ａコース、Ｂコース、Ｅコース）>

原則として毎年2月および8月の各6日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

<毎月分配型（Ｃコース、Ｄコース、Ｆコース）>

原則として毎月6日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

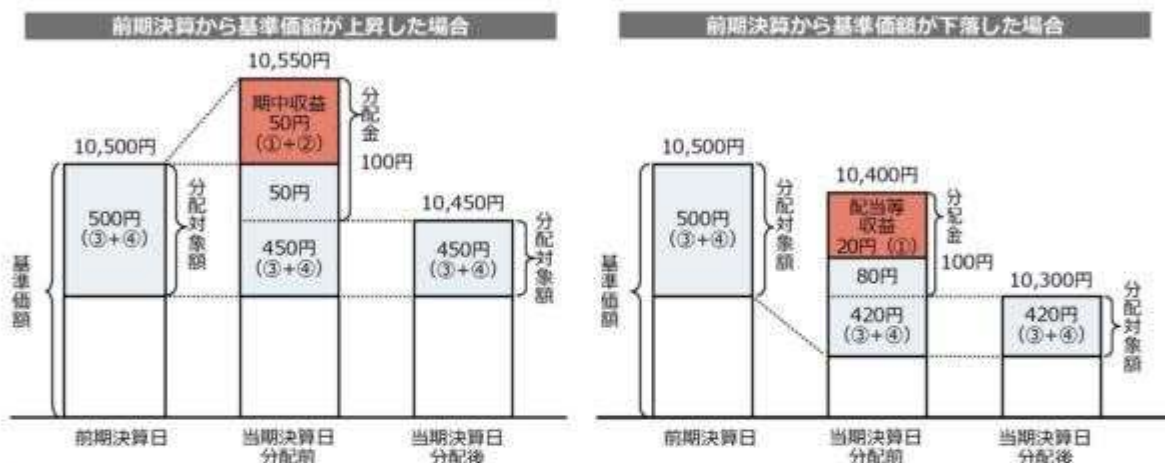


- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

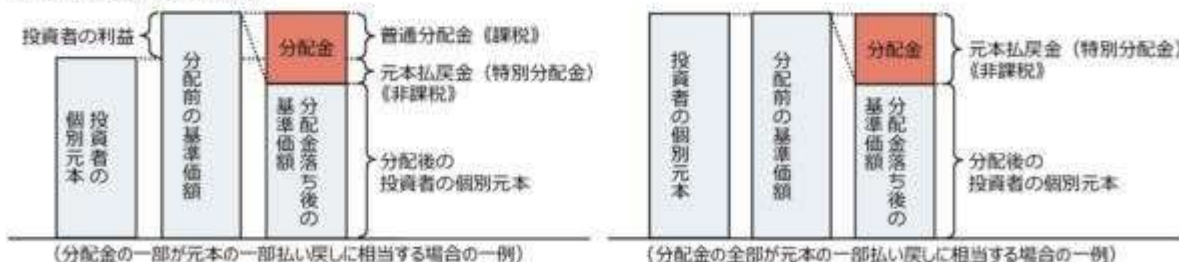
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

- ◆投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

運用の基本方針 ２ 運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ・デリバティブの直接利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。

- ・株式への直接投資は行ないません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

公社債の借入れ(信託約款)

- （ ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- （ ）上記（ ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- （ ）上記（ ）の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(信託約款)

- （ ）委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- （ ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- （ ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （ ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド債等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行等が生じるリスクが高いと想定されます。また、ファンドが実質的に投資を行なう新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[バンクローンの価格変動リスク]

バンクローンは、信用度の変動等により価格が変動します。ファンドは実質的にバンクローンに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうバンクローンについては、格付けの高いバンクローンに比べ、価格が大きく変動する可能性や組入バンクローンの元利金の支払遅延および支払不履行等が生じる可能性が高いと想定されます。また、一般的にバンクローンは債券と比べて流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時やファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に保有資産を売却できない場合があります。また、バンクローンを売却する際の売却価値が当初の投資価値を大幅に下回る場合があります。

[為替変動リスク]

各コースの為替変動リスクは以下の通りです。

< Aコース、Cコース >

- ・ AコースおよびCコースが投資する「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - JPYクラス」においては、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことにより、米ドル建ての資産については為替変動リスクが低減しますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、米ドル建て以外の外貨建資産については、当該通貨と米ドルとの間の為替変動の影響を受けます。例えば、ユーロ建資産を保有している場合には、米ドルに対するユーロの為替変動の影響を受けます。この場合、ユーロが米ドルに対して安くなった場合には、基準価額が下落する要因となります。
- ・ 円金利が米ドルの金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。

< Bコース、Dコース >

- ・ BコースおよびDコースが投資する「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - USDクラス」においては、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行わないため、為替変動の影響を受けます。

< Eコース、Fコース >

- ・ EコースおよびFコースが投資する「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - CRSクラス」においては、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同

額程度の米ドルを売り、選定通貨（米ドル以外の選定通貨）を買う為替取引を行ないますので、選定通貨の対円での為替変動の影響を受けます。また、米ドル建て以外の外貨建資産については、当該通貨と米ドルとの間の為替変動の影響も受けます。

- ・ EコースおよびFコースが対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高く、その結果、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。
- ・ 選定通貨の金利が米ドルの金利より低い場合、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)がかかるため、基準価額の変動要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

各コースが各々投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該コースを繰上償還させます。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが実質的な投資対象とする米ドル建てのバンクローンの主たる投資市場である米国市場においては、バンクローンの受渡しに要する日数は一般的な債券等と比べて長いことが想定されます。したがってファンドに大量の解約が発生した場合等、売却済バンクローンの代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行なうことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合があります。この場合、借入れ金利はファンドが負担することとなります。

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。

外国投資信託の組入資産について為替取引を行なう一部の新興国の為替市場においては、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドはNDF（ノン・デリバラブル・フォワード）を用いる場合があります。

NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給等の市況や規制等により大きく乖離する場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはそ

の他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

ファンドが投資対象とする外国投資信託は、投資顧問会社がハイ・イールド債を含む世界の債券および米ドル建てのバンクローンの運用を行なう副投資顧問会社の選定および入替等を行ないます。副投資顧問会社の増減および入替を行なう際には、一時的に債券およびバンクローンへの投資比率が低下する場合があります。

各副投資顧問会社は、投資顧問会社によって配分された信託財産にかかる債券およびバンクローンの運用にあたり、個別銘柄について各々異なる投資判断を行なう場合があるため、当該外国投資信託においては、結果として同一銘柄について同時または近いタイミングで買付と売却が発生する場合があります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

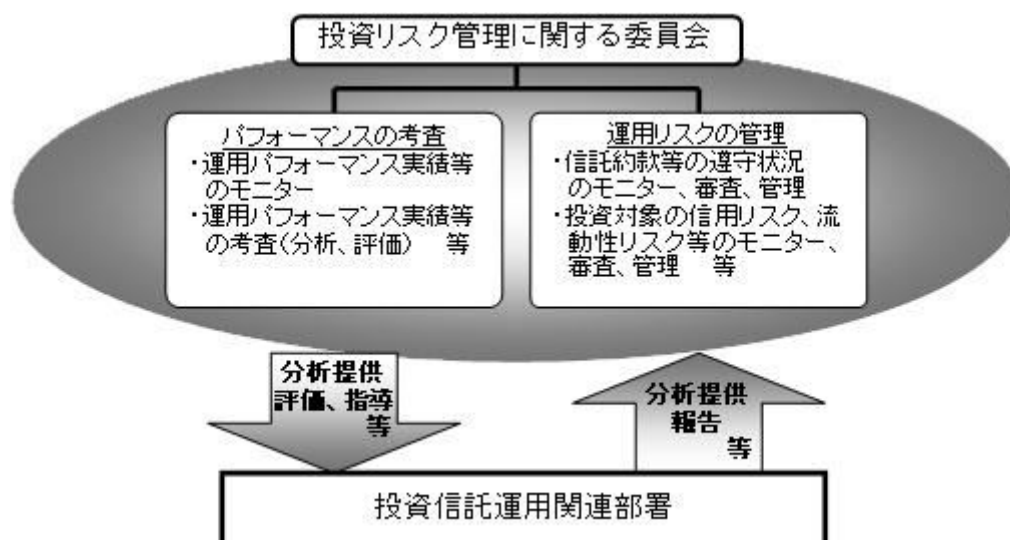
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較（2016年3月末～2021年2月末：月次）

■ Aコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2016年3月 2017年2月 2018年2月 2019年2月 2020年2月 2021年2月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	10.3	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 12.9	△ 22.0	△ 17.5	△ 26.3	△ 4.0	△ 12.3	△ 15.0
平均値 (%)	0.2	4.4	7.8	6.4	1.2	1.2	1.5

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年3月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ Bコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2016年3月 2017年2月 2018年2月 2019年2月 2020年2月 2021年2月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	17.2	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 17.7	△ 22.0	△ 17.5	△ 26.3	△ 4.0	△ 12.3	△ 15.0
平均値 (%)	△ 0.5	4.4	7.8	6.4	1.2	1.2	1.5

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年3月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

Iコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年3月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	10.3	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 12.9	△ 22.0	△ 17.5	△ 26.3	△ 4.0	△ 12.3	△ 15.0
平均値 (%)	0.2	4.4	7.8	6.4	1.2	1.2	1.5

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

IIコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年3月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	17.1	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 17.7	△ 22.0	△ 17.5	△ 26.3	△ 4.0	△ 12.3	△ 15.0
平均値 (%)	△ 0.5	4.4	7.8	6.4	1.2	1.2	1.5

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

Eコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年3月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	28.3	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 26.9	△ 22.0	△ 17.5	△ 26.3	△ 4.0	△ 12.3	△ 15.0
平均値 (%)	△ 1.9	4.4	7.8	6.4	1.2	1.2	1.5

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

Fコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年3月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	28.1	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 26.7	△ 22.0	△ 17.5	△ 26.3	△ 4.0	△ 12.3	△ 15.0
平均値 (%)	△ 1.8	4.4	7.8	6.4	1.2	1.2	1.5

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数> ○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み） ○先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース） ○新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース） ○日本国債：NOMURA-BPI 国債 ○先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース） ○新興国債：JP モルガン・カバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）
■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■ ○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（旧東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、旧東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、旧東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、旧東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。 ○MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 ○NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。 ○FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。 ○JP モルガン・カバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・カバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての推奨、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。 JPMSLLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC., またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜3.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.1%（税抜年1.00%）の率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、信託報酬は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については、次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年0.17%	年0.80%	年0.03%

この他にファンドが投資する外国投資信託に関しても費用等がかかります。

(参考)投資対象とする外国投資信託に係る信託報酬率

外国投資信託の名称	信託報酬率 [*]	
	1000億円以下 の部分	1000億円超 の部分
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - J P Yクラス	年0.88%	年0.83%
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - U S Dクラス		
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - C R Sクラス	年1.03%	年0.98%

* ファンドが投資対象とする外国投資信託の全クラスの合計の純資産総額に応じた率となります。

上記の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。なお、申込手数料はかかりません。

ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、通常の状態においてはノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンドの各クラス受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処としますので、概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬は変動します。

コース名	実質的な信託報酬率（税込）の概算値 [*]	
	1000億円以下 の部分	1000億円超 の部分
Aコース、Cコース	年1.98%程度	年1.93%程度
Bコース、Dコース		
Eコース、Fコース	年2.13%程度	年2.08%程度

* ファンドが投資対象とする外国投資信託の全クラスの合計の純資産総額に応じた率となります。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額はファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■ 個人、法人別の課税について ■

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315% (国税 15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^{（注2）}	《配当所得》
・ 特定公社債 ^{（注1）} の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受

① 分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



* 税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2021年2月末現在）が変更になる場合があります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

野村グローバルボンド投信 Aコース

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	336,091,833	98.76
親投資信託受益証券	日本	100,019	0.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,116,531	1.20
合計（純資産総額）		340,308,383	100.00

野村グローバルボンド投信 Bコース

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,527,252,846	99.01

親投資信託受益証券	日本	1,000,196	0.06
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	14,253,329	0.92
合計（純資産総額）		1,542,506,371	100.00

野村グローバルボンド投信 Cコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	238,534,353	98.46
親投資信託受益証券	日本	100,019	0.04
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,626,792	1.49
合計（純資産総額）		242,261,164	100.00

野村グローバルボンド投信 Dコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,420,186,551	98.75
親投資信託受益証券	日本	1,000,196	0.06
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	16,834,291	1.17
合計（純資産総額）		1,438,021,038	100.00

野村グローバルボンド投信 Eコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	291,668,962	98.90
親投資信託受益証券	日本	100,019	0.03
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,126,686	1.06
合計（純資産総額）		294,895,667	100.00

野村グローバルボンド投信 Fコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,784,351,270	98.60
親投資信託受益証券	日本	1,000,196	0.05
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	24,152,578	1.33
合計（純資産総額）		1,809,504,044	100.00

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	1,296,088,420	11.85
特殊債券	日本	2,890,010,039	26.44
社債券	日本	2,004,896,519	18.34
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,739,272,331	43.35
合計（純資産総額）		10,930,267,309	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

野村グローバルボンド投信 Ａコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド－グローバル・ボン ド－JPYクラス	42,581	7,899	336,347,319	7,893	336,091,833	98.76
2	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	98,049	1.0201	100,019	1.0201	100,019	0.02

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.76
親投資信託受益証券	0.02
合 計	98.79

野村グローバルボンド投信 Ｂコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド－グローバル・ボン ド－USDクラス	161,974	9,364	1,516,724,536	9,429	1,527,252,846	99.01
2	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	980,489	1.0201	1,000,196	1.0201	1,000,196	0.06

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.01
親投資信託受益証券	0.06
合 計	99.07

野村グローバルボンド投信 Ｃコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - JPYクラス	30,221	7,899	238,715,679	7,893	238,534,353	98.46
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	98,049	1.0201	100,019	1.0201	100,019	0.04

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.46
親投資信託受益証券	0.04
合 計	98.50

野村グローバルボンド投信 Ｄコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - USDクラス	150,619	9,364	1,410,396,316	9,429	1,420,186,551	98.75
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	980,489	1.0201	1,000,196	1.0201	1,000,196	0.06

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.75
親投資信託受益証券	0.06
合 計	98.82

野村グローバルボンド投信 Ｅコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - CRSクラス	88,331	3,278	289,554,826	3,302	291,668,962	98.90
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	98,049	1.0201	100,019	1.0201	100,019	0.03

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.90
親投資信託受益証券	0.03
合 計	98.93

野村グローバルボンド投信 F コース

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - グローバル・ボン ド - CRSクラス	540,385	3,278	1,771,382,030	3,302	1,784,351,270	98.60
2	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	980,489	1.0201	1,000,196	1.0201	1,000,196	0.05

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.60
親投資信託受益証券	0.05
合 計	98.66

（参考）野村マネー マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	特殊債券	日本政策金融公 庫社債 第65 回財投機関債	700,000,000	100.00	700,007,000	100.00	700,007,000	0.001	2021/3/12	6.40
2	日本	社債券	クレディセゾ ン 第53回社 債間限定同順位 特約付	600,000,000	100.28	601,684,300	100.28	601,684,300	0.435	2021/10/22	5.50
3	日本	地方債証券	共同発行市場地 方債 公募第1 02回	500,000,000	100.60	503,011,068	100.60	503,011,068	1.03	2021/9/24	4.60
4	日本	特殊債券	地方公共団体金 融機構債券 第 25回	380,000,000	100.39	381,506,320	100.39	381,506,320	1.178	2021/6/28	3.49
5	日本	社債券	三菱商事 第7 6回担保提供制 限等財務上特約 無	300,000,000	100.31	300,936,816	100.31	300,936,816	1.303	2021/5/24	2.75
6	日本	社債券	伊藤忠商事 第 77回社債間限 定同順位特約付	300,000,000	100.12	300,375,226	100.12	300,375,226	0.487	2021/5/28	2.74
7	日本	特殊債券	中日本高速道 路 第65回	300,000,000	100.02	300,063,040	100.02	300,063,040	0.03	2021/7/14	2.74
8	日本	地方債証券	広島市 公募平 成23年度第2 回	200,000,000	100.67	201,347,736	100.67	201,347,736	1	2021/10/25	1.84
9	日本	社債券	三井不動産 第 44回社債間限 定同順位特約付	200,000,000	100.62	201,246,631	100.62	201,246,631	1.173	2021/9/6	1.84

10	日本	社債券	三菱東京UFJ銀行 第124回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	100.20	200,405,607	100.20	200,405,607	1.51	2021/4/16	1.83
11	日本	特殊債券	商工債券 利付（3年）第219回	200,000,000	100.01	200,037,821	100.01	200,037,821	0.11	2021/4/27	1.83
12	日本	特殊債券	東日本高速道路 第37回	200,000,000	100.01	200,035,233	100.01	200,035,233	0.03	2021/6/18	1.83
13	日本	特殊債券	福祉医療機構債券 第53回財投機関債	200,000,000	100.00	200,016,280	100.00	200,016,280	0.001	2021/6/18	1.82
14	日本	地方債証券	神奈川県 公募第184回	190,000,000	100.31	190,601,189	100.31	190,601,189	1.02	2021/6/18	1.74
15	日本	特殊債券	地方公共団体金融機構債券 第23回	170,000,000	100.23	170,391,762	100.23	170,391,762	1.418	2021/4/28	1.55
16	日本	特殊債券	しんきん中金債券 利付第321回	150,000,000	100.02	150,040,686	100.02	150,040,686	0.03	2021/8/27	1.37
17	日本	特殊債券	日本政策金融公庫社債 第59回財投機関債	110,000,000	100.00	110,007,700	100.00	110,007,700	0.01	2021/3/17	1.00
18	日本	地方債証券	大阪府 公募第354回	100,000,000	100.70	100,701,148	100.70	100,701,148	1.03	2021/10/28	0.92
19	日本	地方債証券	大阪府 公募第349回	100,000,000	100.22	100,227,736	100.22	100,227,736	1.38	2021/4/27	0.91
20	日本	社債券	三菱電機 第45回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100.12	100,121,987	100.12	100,121,987	0.428	2021/6/4	0.91
21	日本	特殊債券	地方公共団体金融機構債券 第22回	100,000,000	100.10	100,103,259	100.10	100,103,259	1.34	2021/3/26	0.91
22	日本	地方債証券	千葉県 公募平成22年度第14回	100,000,000	100.09	100,098,770	100.09	100,098,770	1.33	2021/3/25	0.91
23	日本	社債券	日本電信電話 第61回	100,000,000	100.06	100,068,625	100.06	100,068,625	1.21	2021/3/19	0.91
24	日本	社債券	三菱UFJリース 第43回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100.05	100,053,327	100.05	100,053,327	0.06	2021/10/25	0.91
25	日本	特殊債券	東日本高速道路 第36回	100,000,000	100.02	100,027,360	100.02	100,027,360	0.06	2021/6/18	0.91
26	日本	特殊債券	首都高速道路 第17回	100,000,000	100.01	100,019,784	100.01	100,019,784	0.03	2021/6/18	0.91
27	日本	特殊債券	鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第85回	100,000,000	100.00	100,008,364	100.00	100,008,364	0.08	2021/3/19	0.91
28	日本	社債券	日立キャピタル 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100.00	100,004,000	100.00	100,004,000	0.04	2021/3/19	0.91
29	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第152回	77,000,000	100.96	77,745,430	100.96	77,745,430	1.1	2021/12/28	0.71
30	日本	地方債証券	北海道 公募平成22年度第14回	50,000,000	100.10	50,052,611	100.10	50,052,611	1.36	2021/3/25	0.45

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	11.85
特殊債券	26.44

社債券	18.34
合 計	56.64

【投資不動産物件】

野村グローバルボンド投信 Aコース

該当事項はありません。

野村グローバルボンド投信 Bコース

該当事項はありません。

野村グローバルボンド投信 Cコース

該当事項はありません。

野村グローバルボンド投信 Dコース

該当事項はありません。

野村グローバルボンド投信 Eコース

該当事項はありません。

野村グローバルボンド投信 Fコース

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

野村グローバルボンド投信 Aコース

該当事項はありません。

野村グローバルボンド投信 Bコース

該当事項はありません。

野村グローバルボンド投信 Cコース

該当事項はありません。

野村グローバルボンド投信 Dコース

該当事項はありません。

野村グローバルボンド投信 エコース

該当事項はありません。

野村グローバルボンド投信 フコース

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

野村グローバルボンド投信 Ａコース

2021年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2015年 2月 6日)	601	601	0.9896	0.9896
第2計算期間	(2015年 8月 6日)	523	523	0.9897	0.9897
第3計算期間	(2016年 2月 8日)	540	540	0.9298	0.9298
第4計算期間	(2016年 8月 8日)	913	913	0.9929	0.9929
第5計算期間	(2017年 2月 6日)	1,037	1,038	1.0182	1.0192
第6計算期間	(2017年 8月 7日)	1,074	1,075	1.0280	1.0290
第7計算期間	(2018年 2月 6日)	800	801	1.0231	1.0241
第8計算期間	(2018年 8月 6日)	520	521	1.0156	1.0166
第9計算期間	(2019年 2月 6日)	352	352	0.9943	0.9943
第10計算期間	(2019年 8月 6日)	337	337	1.0047	1.0047
第11計算期間	(2020年 2月 6日)	362	362	1.0173	1.0183
第12計算期間	(2020年 8月 6日)	355	355	0.9765	0.9765
第13計算期間	(2021年 2月 8日)	339	340	1.0330	1.0340
	2020年 2月末日	360	—	1.0042	—
	3月末日	325	—	0.8703	—
	4月末日	339	—	0.9062	—
	5月末日	350	—	0.9371	—
	6月末日	355	—	0.9498	—

7月末日	353	—	0.9718	—
8月末日	355	—	0.9820	—
9月末日	353	—	0.9754	—
10月末日	345	—	0.9779	—
11月末日	331	—	1.0093	—
12月末日	336	—	1.0230	—
2021年 1月末日	338	—	1.0297	—
2月末日	340	—	1.0356	—

野村グローバルボンド投信 B コース

2021年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間 (2015年 2月 6日)	14,071	14,083	1.1317	1.1327
第2計算期間 (2015年 8月 6日)	14,944	14,956	1.2008	1.2018
第3計算期間 (2016年 2月 8日)	10,464	10,474	1.0618	1.0628
第4計算期間 (2016年 8月 8日)	8,425	8,425	0.9887	0.9887
第5計算期間 (2017年 2月 6日)	7,571	7,578	1.1370	1.1380
第6計算期間 (2017年 8月 7日)	6,074	6,079	1.1278	1.1288
第7計算期間 (2018年 2月 6日)	4,537	4,541	1.1283	1.1293
第8計算期間 (2018年 8月 6日)	3,423	3,426	1.1541	1.1551
第9計算期間 (2019年 2月 6日)	2,786	2,788	1.1261	1.1271
第10計算期間 (2019年 8月 6日)	2,463	2,465	1.1133	1.1143
第11計算期間 (2020年 2月 6日)	2,153	2,155	1.1798	1.1808
第12計算期間 (2020年 8月 6日)	1,788	1,790	1.0966	1.0976
第13計算期間 (2021年 2月 8日)	1,596	1,598	1.1601	1.1611
2020年 2月末日	2,081	—	1.1707	—
3月末日	1,767	—	0.9976	—
4月末日	1,812	—	1.0320	—
5月末日	1,874	—	1.0748	—
6月末日	1,839	—	1.0818	—
7月末日	1,771	—	1.0861	—
8月末日	1,753	—	1.1071	—
9月末日	1,719	—	1.0951	—
10月末日	1,643	—	1.0850	—
11月末日	1,613	—	1.1182	—
12月末日	1,601	—	1.1311	—
2021年 1月末日	1,590	—	1.1461	—
2月末日	1,542	—	1.1712	—

野村グローバルボンド投信 Ｃコース

2021年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	(2015年 2月 6日)	1,024	1,025	0.9853	0.9863
第2特定期間	(2015年 8月 6日)	925	926	0.9795	0.9805
第3特定期間	(2016年 2月 8日)	629	630	0.9151	0.9161
第4特定期間	(2016年 8月 8日)	616	616	0.9715	0.9725
第5特定期間	(2017年 2月 6日)	803	803	0.9906	0.9916
第6特定期間	(2017年 8月 7日)	716	717	0.9951	0.9961
第7特定期間	(2018年 2月 6日)	479	480	0.9853	0.9863
第8特定期間	(2018年 8月 6日)	357	357	0.9732	0.9742
第9特定期間	(2019年 2月 6日)	339	339	0.9467	0.9477
第10特定期間	(2019年 8月 6日)	346	346	0.9502	0.9512
第11特定期間	(2020年 2月 6日)	312	313	0.9571	0.9581
第12特定期間	(2020年 8月 6日)	234	234	0.9127	0.9137
第13特定期間	(2021年 2月 8日)	241	241	0.9601	0.9611
	2020年 2月末日	306	—	0.9446	—
	3月末日	215	—	0.8179	—
	4月末日	224	—	0.8506	—
	5月末日	232	—	0.8784	—
	6月末日	233	—	0.8897	—
	7月末日	233	—	0.9093	—
	8月末日	232	—	0.9178	—
	9月末日	230	—	0.9106	—
	10月末日	230	—	0.9120	—
	11月末日	238	—	0.9402	—
	12月末日	241	—	0.9519	—
	2021年 1月末日	240	—	0.9571	—
	2月末日	242	—	0.9625	—

野村グローバルボンド投信 Ｄコース

2021年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	(2015年 2月 6日)	15,401	15,414	1.1269	1.1279
第2特定期間	(2015年 8月 6日)	16,295	16,309	1.1906	1.1916
第3特定期間	(2016年 2月 8日)	11,537	11,548	1.0491	1.0501

第4特定期間	(2016年 8月 8日)	9,326	9,336	0.9705	0.9715
第5特定期間	(2017年 2月 6日)	7,880	7,887	1.1108	1.1118
第6特定期間	(2017年 8月 7日)	6,290	6,296	1.0966	1.0976
第7特定期間	(2018年 2月 6日)	4,734	4,739	1.0925	1.0935
第8特定期間	(2018年 8月 6日)	3,567	3,571	1.1118	1.1128
第9特定期間	(2019年 2月 6日)	2,953	2,956	1.0797	1.0807
第10特定期間	(2019年 8月 6日)	2,091	2,093	1.0630	1.0640
第11特定期間	(2020年 2月 6日)	1,833	1,835	1.1214	1.1224
第12特定期間	(2020年 8月 6日)	1,555	1,557	1.0373	1.0383
第13特定期間	(2021年 2月 8日)	1,444	1,445	1.0919	1.0929
2020年 2月末日		1,796	—	1.1128	—
3月末日		1,508	—	0.9476	—
4月末日		1,546	—	0.9792	—
5月末日		1,584	—	1.0187	—
6月末日		1,567	—	1.0244	—
7月末日		1,541	—	1.0275	—
8月末日		1,542	—	1.0473	—
9月末日		1,507	—	1.0349	—
10月末日		1,464	—	1.0243	—
11月末日		1,467	—	1.0547	—
12月末日		1,447	—	1.0657	—
2021年 1月末日		1,427	—	1.0789	—
2月末日		1,438	—	1.1023	—

野村グローバルボンド投信 エコース

2021年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2015年 2月 6日)	3,338	3,341	1.0484	1.0494
第2計算期間	(2015年 8月 6日)	3,575	3,579	1.0324	1.0334
第3計算期間	(2016年 2月 8日)	2,307	2,307	0.8496	0.8496
第4計算期間	(2016年 8月 8日)	1,948	1,948	0.8630	0.8630
第5計算期間	(2017年 2月 6日)	2,045	2,045	0.9855	0.9855
第6計算期間	(2017年 8月 7日)	1,968	1,969	1.0652	1.0662
第7計算期間	(2018年 2月 6日)	1,437	1,438	1.0890	1.0900
第8計算期間	(2018年 8月 6日)	1,097	1,098	1.0140	1.0150
第9計算期間	(2019年 2月 6日)	1,129	1,129	0.9741	0.9741
第10計算期間	(2019年 8月 6日)	945	945	0.9473	0.9473
第11計算期間	(2020年 2月 6日)	1,001	1,001	1.0280	1.0280
第12計算期間	(2020年 8月 6日)	627	627	0.8264	0.8264

第13計算期間	(2021年 2月 8日)	292	292	0.9396	0.9396
	2020年 2月末日	860	—	0.9892	—
	3月末日	592	—	0.7114	—
	4月末日	602	—	0.7231	—
	5月末日	668	—	0.8020	—
	6月末日	646	—	0.8050	—
	7月末日	627	—	0.8271	—
	8月末日	582	—	0.8394	—
	9月末日	551	—	0.8213	—
	10月末日	550	—	0.8312	—
	11月末日	594	—	0.9009	—
	12月末日	556	—	0.9211	—
	2021年 1月末日	286	—	0.9209	—
	2月末日	294	—	0.9515	—

野村グローバルボンド投信 F コース

2021年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	(2015年 2月 6日)	20,298	20,438	1.0135	1.0205
第2特定期間	(2015年 8月 6日)	20,093	20,240	0.9574	0.9644
第3特定期間	(2016年 2月 8日)	12,698	12,816	0.7496	0.7566
第4特定期間	(2016年 8月 8日)	11,172	11,281	0.7197	0.7267
第5特定期間	(2017年 2月 6日)	10,929	10,999	0.7827	0.7877
第6特定期間	(2017年 8月 7日)	9,922	9,983	0.8155	0.8205
第7特定期間	(2018年 2月 6日)	6,751	6,793	0.8042	0.8092
第8特定期間	(2018年 8月 6日)	4,668	4,700	0.7203	0.7253
第9特定期間	(2019年 2月 6日)	3,805	3,828	0.6632	0.6672
第10特定期間	(2019年 8月 6日)	3,026	3,046	0.6219	0.6259
第11特定期間	(2020年 2月 6日)	2,650	2,667	0.6508	0.6548
第12特定期間	(2020年 8月 6日)	1,886	1,901	0.4989	0.5029
第13特定期間	(2021年 2月 8日)	1,802	1,808	0.5515	0.5535
	2020年 2月末日	2,534	—	0.6269	—
	3月末日	1,796	—	0.4479	—
	4月末日	1,778	—	0.4512	—
	5月末日	1,950	—	0.4959	—
	6月末日	1,924	—	0.4940	—
	7月末日	1,909	—	0.5034	—
	8月末日	1,891	—	0.5068	—
	9月末日	1,824	—	0.4919	—

10月末日	1,814	—	0.4959	—
11月末日	1,888	—	0.5352	—
12月末日	1,824	—	0.5452	—
2021年 1月末日	1,786	—	0.5425	—
2月末日	1,809	—	0.5586	—

【分配の推移】

野村グローバルボンド投信 Aコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	0.0000円
第2計算期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	0.0000円
第3計算期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	0.0000円
第4計算期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	0.0000円
第5計算期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	0.0010円
第6計算期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	0.0010円
第7計算期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	0.0010円
第8計算期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	0.0010円
第9計算期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	0.0000円
第10計算期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	0.0000円
第11計算期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	0.0010円
第12計算期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	0.0000円
第13計算期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	0.0010円

野村グローバルボンド投信 Bコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	0.0010円
第2計算期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	0.0010円
第3計算期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	0.0010円
第4計算期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	0.0000円
第5計算期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	0.0010円
第6計算期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	0.0010円
第7計算期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	0.0010円
第8計算期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	0.0010円
第9計算期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	0.0010円
第10計算期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	0.0010円
第11計算期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	0.0010円
第12計算期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	0.0010円
第13計算期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	0.0010円

野村グローバルボンド投信　Ｃコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	0.0050円
第2特定期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	0.0060円
第3特定期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	0.0060円
第4特定期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	0.0060円
第5特定期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	0.0060円
第6特定期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	0.0060円
第7特定期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	0.0060円
第8特定期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	0.0060円
第9特定期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	0.0060円
第10特定期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	0.0060円
第11特定期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	0.0060円
第12特定期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	0.0060円
第13特定期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	0.0060円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村グローバルボンド投信　Ｄコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	0.0050円
第2特定期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	0.0060円
第3特定期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	0.0060円
第4特定期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	0.0060円
第5特定期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	0.0060円
第6特定期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	0.0060円
第7特定期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	0.0060円
第8特定期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	0.0060円
第9特定期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	0.0060円
第10特定期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	0.0060円
第11特定期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	0.0060円
第12特定期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	0.0060円
第13特定期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	0.0060円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村グローバルボンド投信　Ｅコース

	計算期間	1口当たりの分配金
--	------	-----------

第1計算期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	0.0010円
第2計算期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	0.0010円
第3計算期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	0.0000円
第4計算期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	0.0000円
第5計算期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	0.0000円
第6計算期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	0.0010円
第7計算期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	0.0010円
第8計算期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	0.0010円
第9計算期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	0.0000円
第10計算期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	0.0000円
第11計算期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	0.0000円
第12計算期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	0.0000円
第13計算期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	0.0000円

野村グローバルボンド投信 Fコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	0.0350円
第2特定期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	0.0420円
第3特定期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	0.0420円
第4特定期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	0.0420円
第5特定期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	0.0360円
第6特定期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	0.0300円
第7特定期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	0.0300円
第8特定期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	0.0300円
第9特定期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	0.0280円
第10特定期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	0.0240円
第11特定期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	0.0240円
第12特定期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	0.0240円
第13特定期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	0.0140円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

野村グローバルボンド投信 Aコース

	計算期間	収益率
第1計算期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	1.0%
第2計算期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	0.0%
第3計算期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	6.1%
第4計算期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	6.8%

第5計算期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	2.6%
第6計算期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	1.1%
第7計算期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	0.4%
第8計算期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	0.6%
第9計算期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	2.1%
第10計算期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	1.0%
第11計算期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	1.4%
第12計算期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	4.0%
第13計算期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	5.9%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村グローバルボンド投信 Bコース

	計算期間	収益率
第1計算期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	13.3%
第2計算期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	6.2%
第3計算期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	11.5%
第4計算期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	6.9%
第5計算期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	15.1%
第6計算期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	0.7%
第7計算期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	0.1%
第8計算期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	2.4%
第9計算期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	2.3%
第10計算期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	1.0%
第11計算期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	6.1%
第12計算期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	7.0%
第13計算期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	5.9%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村グローバルボンド投信 Cコース

	計算期間	収益率
第1特定期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	1.0%
第2特定期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	0.0%
第3特定期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	6.0%
第4特定期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	6.8%
第5特定期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	2.6%
第6特定期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	1.1%

第7特定期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	0.4%
第8特定期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	0.6%
第9特定期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	2.1%
第10特定期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	1.0%
第11特定期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	1.4%
第12特定期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	4.0%
第13特定期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	5.9%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村グローバルボンド投信 Dコース

	計算期間	収益率
第1特定期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	13.2%
第2特定期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	6.2%
第3特定期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	11.4%
第4特定期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	6.9%
第5特定期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	15.1%
第6特定期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	0.7%
第7特定期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	0.2%
第8特定期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	2.3%
第9特定期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	2.3%
第10特定期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	1.0%
第11特定期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	6.1%
第12特定期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	7.0%
第13特定期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	5.8%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村グローバルボンド投信 Eコース

	計算期間	収益率
第1計算期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	4.9%
第2計算期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	1.4%
第3計算期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	17.7%
第4計算期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	1.6%
第5計算期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	14.2%
第6計算期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	8.2%

第7計算期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	2.3%
第8計算期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	6.8%
第9計算期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	3.9%
第10計算期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	2.8%
第11計算期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	8.5%
第12計算期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	19.6%
第13計算期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	13.7%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村グローバルボンド投信 Fコース

	計算期間	収益率
第1特定期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	4.9%
第2特定期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	1.4%
第3特定期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	17.3%
第4特定期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	1.6%
第5特定期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	13.8%
第6特定期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	8.0%
第7特定期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	2.3%
第8特定期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	6.7%
第9特定期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	4.0%
第10特定期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	2.6%
第11特定期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	8.5%
第12特定期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	19.7%
第13特定期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	13.3%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村グローバルボンド投信 Aコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	662,375,431	54,239,539	608,135,892
第2計算期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	51,969,059	130,711,453	529,393,498
第3計算期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	230,299,308	178,141,645	581,551,161
第4計算期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	392,343,392	53,415,008	920,479,545
第5計算期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	388,593,321	289,796,076	1,019,276,790

第6計算期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	79,807,119	54,212,504	1,044,871,405
第7計算期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	10,586,089	272,613,101	782,844,393
第8計算期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	4,254,455	274,169,128	512,929,720
第9計算期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	1,080,737	159,402,123	354,608,334
第10計算期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	600,270	19,529,070	335,679,534
第11計算期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	69,536,081	48,875,892	356,339,723
第12計算期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	18,449,176	10,476,245	364,312,654
第13計算期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	502,314	35,979,017	328,835,951

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村グローバルボンド投信 Bコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	12,745,447,247	311,870,286	12,433,576,961
第2計算期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	2,563,496,167	2,551,902,355	12,445,170,773
第3計算期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	892,258,045	3,482,222,249	9,855,206,569
第4計算期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	169,893,211	1,502,980,846	8,522,118,934
第5計算期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	129,787,291	1,992,670,964	6,659,235,261
第6計算期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	54,410,815	1,327,602,657	5,386,043,419
第7計算期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	28,331,982	1,392,840,642	4,021,534,759
第8計算期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	49,398,234	1,104,860,295	2,966,072,698
第9計算期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	48,661,974	540,649,996	2,474,084,676
第10計算期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	94,015,901	355,720,401	2,212,380,176
第11計算期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	3,536,297	390,887,480	1,825,028,993
第12計算期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	2,734,351	196,859,515	1,630,903,829
第13計算期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	2,760,282	257,182,263	1,376,481,848

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村グローバルボンド投信 Cコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	1,041,378,220	1,257,036	1,040,121,184
第2特定期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	168,725,671	263,891,983	944,954,872
第3特定期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	41,864,531	298,515,150	688,304,253
第4特定期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	93,647,312	147,536,534	634,415,031
第5特定期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	300,649,220	124,435,929	810,628,322
第6特定期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	106,252,245	196,422,956	720,457,611
第7特定期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	1,304,568	235,076,169	486,686,010
第8特定期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	1,033,929	120,533,039	367,186,900
第9特定期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	4,894,938	13,438,952	358,642,886
第10特定期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	61,906,870	56,162,469	364,387,287

第11特定期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	636,026	38,054,538	326,968,775
第12特定期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	8,039,595	77,900,232	257,108,138
第13特定期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	772,773	6,254,036	251,626,875

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村グローバルボンド投信 Dコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	14,200,260,946	533,896,286	13,666,364,660
第2特定期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	1,807,634,782	1,787,765,477	13,686,233,965
第3特定期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	1,259,090,359	3,947,383,613	10,997,940,711
第4特定期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	340,569,363	1,728,682,949	9,609,827,125
第5特定期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	282,892,560	2,798,771,806	7,093,947,879
第6特定期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	57,413,078	1,414,860,283	5,736,500,674
第7特定期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	91,911,666	1,494,504,769	4,333,907,571
第8特定期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	43,269,908	1,168,106,854	3,209,070,625
第9特定期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	64,556,008	537,813,420	2,735,813,213
第10特定期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	6,043,714	774,392,248	1,967,464,679
第11特定期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	4,633,881	337,012,882	1,635,085,678
第12特定期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	3,839,408	139,093,578	1,499,831,508
第13特定期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	2,843,653	180,081,399	1,322,593,762

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村グローバルボンド投信 Eコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	3,213,930,059	29,833,398	3,184,096,661
第2計算期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	686,397,049	406,860,613	3,463,633,097
第3計算期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	155,982,873	903,189,071	2,716,426,899
第4計算期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	22,879,505	481,764,944	2,257,541,460
第5計算期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	126,586,689	308,716,394	2,075,411,755
第6計算期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	140,339,179	368,124,329	1,847,626,605
第7計算期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	12,045,252	540,061,801	1,319,610,056
第8計算期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	105,760,138	342,867,105	1,082,503,089
第9計算期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	170,085,633	93,219,981	1,159,368,741
第10計算期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	10,505,193	171,808,068	998,065,866
第11計算期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	74,336,881	98,290,684	974,112,063
第12計算期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	1,029,608	215,702,628	759,439,043
第13計算期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	728,796	449,375,846	310,791,993

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村グローバルボンド投信 Fコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2014年 8月11日～2015年 2月 6日	20,369,402,722	341,306,839	20,028,095,883
第2特定期間	2015年 2月 7日～2015年 8月 6日	2,515,624,233	1,557,097,173	20,986,622,943
第3特定期間	2015年 8月 7日～2016年 2月 8日	672,646,933	4,719,587,799	16,939,682,077
第4特定期間	2016年 2月 9日～2016年 8月 8日	608,760,940	2,024,640,710	15,523,802,307
第5特定期間	2016年 8月 9日～2017年 2月 6日	1,177,718,119	2,738,175,720	13,963,344,706
第6特定期間	2017年 2月 7日～2017年 8月 7日	1,191,138,945	2,987,248,577	12,167,235,074
第7特定期間	2017年 8月 8日～2018年 2月 6日	414,627,656	4,187,154,046	8,394,708,684
第8特定期間	2018年 2月 7日～2018年 8月 6日	64,702,020	1,978,350,011	6,481,060,693
第9特定期間	2018年 8月 7日～2019年 2月 6日	244,167,753	986,919,450	5,738,308,996
第10特定期間	2019年 2月 7日～2019年 8月 6日	141,844,916	1,013,092,880	4,867,061,032
第11特定期間	2019年 8月 7日～2020年 2月 6日	86,037,699	880,371,201	4,072,727,530
第12特定期間	2020年 2月 7日～2020年 8月 6日	53,103,132	344,179,295	3,781,651,367
第13特定期間	2020年 8月 7日～2021年 2月 8日	19,690,411	534,035,669	3,267,306,109

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報



運用実績（2021年2月26日現在）

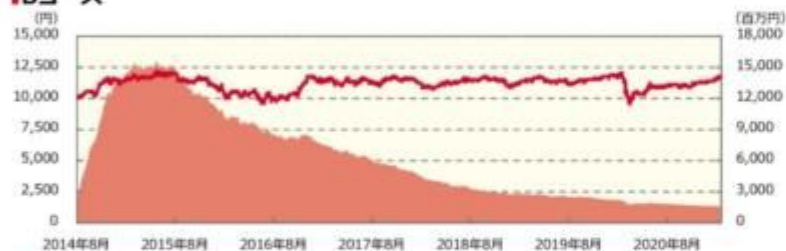
■ 基準価額・純資産の推移（日次：設定来）

— 基準価額（分配後、1万口あたり）（左軸） — 純資産総額（右軸）

IAコース



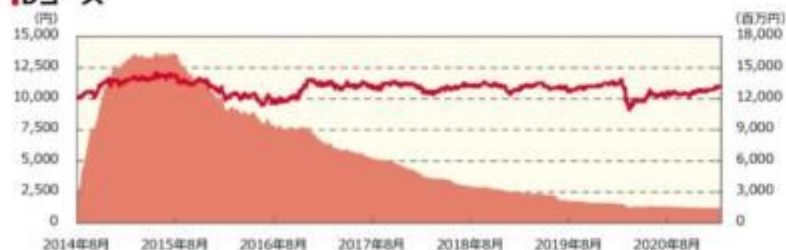
IBコース



ICコース



IDコース



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

IAコース

2021年2月	10 円
2020年8月	0 円
2020年2月	10 円
2019年8月	0 円
2019年2月	0 円
設定来累計	60 円

IBコース

2021年2月	10 円
2020年8月	10 円
2020年2月	10 円
2019年8月	10 円
2019年2月	10 円
設定来累計	120 円

ICコース

2021年2月	10 円
2021年1月	10 円
2020年12月	10 円
2020年11月	10 円
2020年10月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	770 円

IDコース

2021年2月	10 円
2021年1月	10 円
2020年12月	10 円
2020年11月	10 円
2020年10月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	770 円

■Eコース



■Eコース

2021年2月	0 円
2020年8月	0 円
2020年2月	0 円
2019年8月	0 円
2019年2月	0 円
設定来累計	50 円

■Fコース



■Fコース

2021年2月	20 円
2021年1月	20 円
2020年12月	20 円
2020年11月	20 円
2020年10月	20 円
直近1年間累計	380 円
設定来累計	4,010 円

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

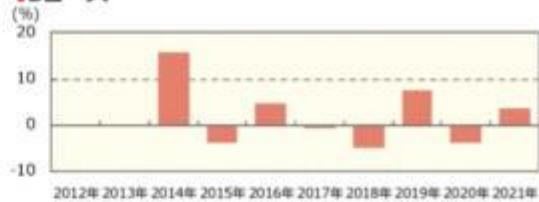
順位	銘柄	種類	投資比率（％）					
			Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース
1	ISHARES IBOXX HI ETF	その他の債券等	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
2	FNCL MBS 30YR TBA 2.5000% 11/03/21	資産担保証券	2.6	2.6	2.5	2.6	2.6	2.6
3	INVESCO SENIOR L ETF	その他の債券等	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
4	G2SF MBS 30YR TBA 2.5000% 18/03/21	資産担保証券	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
5	FORMULA ONE NEW FRN 01/02/24	バンクローン	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
6	QUINTILES IMS DOLLA FRN 11/06/25	バンクローン	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
7	INFORMATIC FRN 31/12/49	バンクローン	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
8	TRANSDIGM REFIN FRN 09/06/23	バンクローン	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
9	LIFE TIME CLOS DATE FRN 19/12/24	バンクローン	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
10	SEATTLE ESC FRN 21/04/24	バンクローン	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

■ Aコース



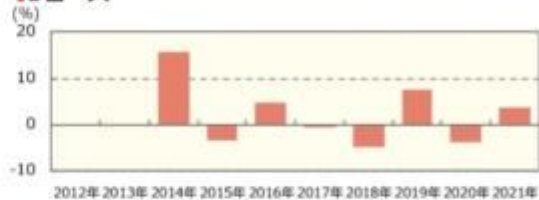
■ Bコース



■ Cコース



■ Dコース



■ Eコース



■ Fコース



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2014年は設定日（2014年8月11日）から年末までの収益率。
- ・2021年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・ 申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
- ・ 取得申込みの受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。
- ・ 販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。

申込日当日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合

- ・ ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行
- ・ ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行
- ・ ルクセンブルグの銀行

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・ 販売の単位は、1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位（購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。）とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。
- ・ 販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

■ 積立方式 ■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

- ・ 受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ・ 取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ 「野村グローバルボンド投信（通貨選択型）」を構成する「年2回決算型（Aコース、Bコース、Eコース）」のファンド間および「毎月分配型（Cコース、Dコース、Fコース）」のファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意下さい。（詳しくは「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）

スイッチングとは、「野村グローバルボンド投信（通貨選択型）」を構成するいずれかのファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込み日の午後3時まで、「野村グローバルボンド投信（通貨選択型）」を構成する他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付け（スイッチングの申込みを含みます。）を中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付け（スイッチングの申込みを含みます。）を取り消す場合があります。

購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
 - ・一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時まで、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。
- ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）
- ・受益者は、受益権を、1口単位または1円単位で換金できます。
 - ・換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変

更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外国投資信託	原則、基準価額計算日の前日（前日が当該外国投資信託の営業日でない場合はとりうる直近）の純資産価格とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） 価格情報会社の提供する価額

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2024年8月6日までとします(2014年8月11日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

＜年2回決算型（Ａコース、Ｂコース、Ｅコース）＞

原則として、毎年2月7日から8月6日までおよび8月7日から翌年2月6日までとします。

＜毎月分配型（Ｃコース、Ｄコース、Ｆコース）＞

原則として、毎月7日から翌月6日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

（ ）委託者は、信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ ）委託者は、各ファンドにつき、主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

（ ）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項（ ）」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ ）上記（ ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- () 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。
- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
- (c) 運用報告書
- 各ファンドにつき、毎年2月、8月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
- (d) 信託約款の変更等
- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- () 委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決さ

れた場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

() 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

() 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

(j) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を毎年2月、8月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益

分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

野村グローバルボンド投信 Cコース

野村グローバルボンド投信 Dコース

野村グローバルボンド投信 Fコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2020年8月7日から2021年2月8日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村グローバルボンド投信 Aコース

野村グローバルボンド投信 Bコース

野村グローバルボンド投信 Eコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(2020年8月7日から2021年2月8日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村グローバルボンド投信 Aコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (2020年 8月 6日現在)	第13期 (2021年 2月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,273,599	5,519,521
投資信託受益証券	352,288,076	336,347,319
親投資信託受益証券	100,039	100,019
流動資産合計	357,661,714	341,966,859
資産合計	357,661,714	341,966,859
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	328,835
未払受託者報酬	57,480	58,192
未払委託者報酬	1,858,355	1,881,570
未払利息	3	1
その他未払費用	3,762	3,831
流動負債合計	1,919,600	2,272,429
負債合計	1,919,600	2,272,429
純資産の部		
元本等		
元本	364,312,654	328,835,951
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	8,570,540	10,858,479
(分配準備積立金)	47,810,590	49,820,086
元本等合計	355,742,114	339,694,430
純資産合計	355,742,114	339,694,430
負債純資産合計	357,661,714	341,966,859

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
営業収益		
受取配当金	8,421,420	7,983,180
有価証券売買等損益	21,666,643	13,467,050
営業収益合計	13,245,223	21,450,230
営業費用		
支払利息	966	772
受託者報酬	57,480	58,192
委託者報酬	1,858,355	1,881,570
その他費用	3,762	3,831
営業費用合計	1,920,563	1,944,365
営業利益又は営業損失（ ）	15,165,786	19,505,865
経常利益又は経常損失（ ）	15,165,786	19,505,865
当期純利益又は当期純損失（ ）	15,165,786	19,505,865
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	484,941	684,250
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,182,343	8,570,540
剰余金増加額又は欠損金減少額	76,719	937,078
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	937,078
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	76,719	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	148,757	839
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	148,757	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	839
分配金	-	328,835
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,570,540	10,858,479

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2020年 8月 7日から2021年 2月 8日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第12期 2020年 8月 6日現在	第13期 2021年 2月 8日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 364,312,654口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 328,835,951口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 8,570,540円	
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9765円 (10,000口当たり純資産額) (9,765円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0330円 (10,000口当たり純資産額) (10,330円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日			第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		

費用控除後の配当等収益額	A	6,323,707円	費用控除後の配当等収益額	A	6,965,941円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	45,282,242円	収益調整金額	C	40,939,907円
分配準備積立金額	D	41,486,883円	分配準備積立金額	D	43,182,980円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	93,092,832円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	91,088,828円
当ファンドの期末残存口数	F	364,312,654口	当ファンドの期末残存口数	F	328,835,951口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,555円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,770円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	328,835円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、パンクローンの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第12期 2020年 8月 6日現在	第13期 2021年 2月 8日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
期首元本額 356,339,723円	期首元本額 364,312,654円
期中追加設定元本額 18,449,176円	期中追加設定元本額 502,314円
期中一部解約元本額 10,476,245円	期中一部解約元本額 35,979,017円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）

投資信託受益証券	21,076,465	13,166,180
親投資信託受益証券	10	20
合計	21,076,475	13,166,160

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年2月8日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年2月8日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - JPYクラス	42,581	336,347,319	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.0%	42,581	336,347,319 100.0%	
	合計			336,347,319	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	98,049	100,019	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	98,049	100,019 0.0%	
	合計			100,019	
合計				336,447,338	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村グローバルボンド投信 Bコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (2020年 8月 6日現在)	第13期 (2021年 2月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,653,244	32,194,991
投資信託受益証券	1,770,659,476	1,553,281,592
親投資信託受益証券	1,000,392	1,000,196
未収入金	-	34,561,872
流動資産合計	1,800,313,112	1,621,038,651
資産合計	1,800,313,112	1,621,038,651
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,630,903	1,376,481
未払解約金	-	13,486,646
未払受託者報酬	307,732	280,300
未払委託者報酬	9,949,781	9,063,058
未払利息	18	10
その他未払費用	20,444	18,630
流動負債合計	11,908,878	24,225,125
負債合計	11,908,878	24,225,125
純資産の部		
元本等		
元本	1,630,903,829	1,376,481,848
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	157,500,405	220,331,678
（ 分配準備積立金 ）	453,029,021	408,983,151
元本等合計	1,788,404,234	1,596,813,526
純資産合計	1,788,404,234	1,596,813,526
負債純資産合計	1,800,313,112	1,621,038,651

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
営業収益		
受取配当金	37,506,060	32,753,370
有価証券売買等損益	176,621,821	69,136,519
営業収益合計	139,115,761	101,889,889
営業費用		
支払利息	4,521	3,432
受託者報酬	307,732	280,300
委託者報酬	9,949,781	9,063,058
その他費用	20,444	18,630
営業費用合計	10,282,478	9,365,420
営業利益又は営業損失（ ）	149,398,239	92,524,469
経常利益又は経常損失（ ）	149,398,239	92,524,469
当期純利益又は当期純損失（ ）	149,398,239	92,524,469
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	14,839,021	4,505,748
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	328,179,850	157,500,405
剰余金増加額又は欠損金減少額	321,976	294,250
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	321,976	294,250
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,811,300	24,105,217
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	34,811,300	24,105,217
分配金	1,630,903	1,376,481
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	157,500,405	220,331,678

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2020年 8月 7日から2021年 2月 8日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第12期 2020年 8月 6日現在	第13期 2021年 2月 8日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,630,903,829口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,376,481,848口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0966円 (10,000口当たり純資産額) (10,966円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1601円 (10,000口当たり純資産額) (11,601円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日																								
1. 分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>25,640,978円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>92,705,102円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	25,640,978円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	92,705,102円	1. 分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>27,952,521円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>78,936,885円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	27,952,521円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	78,936,885円
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	25,640,978円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																							
収益調整金額	C	92,705,102円																							
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	27,952,521円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																							
収益調整金額	C	78,936,885円																							

分配準備積立金額	D	429,018,946円	分配準備積立金額	D	382,407,111円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	547,365,026円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	489,296,517円
当ファンドの期末残存口数	F	1,630,903,829口	当ファンドの期末残存口数	F	1,376,481,848口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,356円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,554円
10,000口当たり分配金額	H	10円	10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,630,903円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,376,481円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、バンクローンの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第12期 2020年 8月 6日現在	第13期 2021年 2月 8日現在
-----------------------	-----------------------

1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左
---	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
期首元本額 1,825,028,993円	期首元本額 1,630,903,829円
期中追加設定元本額 2,734,351円	期中追加設定元本額 2,760,282円
期中一部解約元本額 196,859,515円	期中一部解約元本額 257,182,263円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	161,568,024	65,953,093
親投資信託受益証券	98	196
合計	161,568,122	65,952,897

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年2月8日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年2月8日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - USDクラス	165,878	1,553,281,592	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.3%	165,878	1,553,281,592 99.9%	
	合計			1,553,281,592	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	980,489	1,000,196	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	980,489	1,000,196 0.1%	
	合計			1,000,196	
合計				1,554,281,788	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村グローバルボンド投信 Cコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2020年 8月 6日現在)	当期 (2021年 2月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,173,964	3,275,493
投資信託受益証券	231,858,928	238,715,679
親投資信託受益証券	100,039	100,019
流動資産合計	235,132,931	242,091,191
資産合計	235,132,931	242,091,191
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	257,108	251,626
未払受託者報酬	6,518	7,195
未払委託者報酬	210,771	232,544
未払利息	2	1
その他未払費用	429	468
流動負債合計	474,828	491,834
負債合計	474,828	491,834
純資産の部		
元本等		
元本	257,108,138	251,626,875
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	22,450,035	10,027,518
（分配準備積立金）	28,284,712	30,925,002
元本等合計	234,658,103	241,599,357
純資産合計	234,658,103	241,599,357
負債純資産合計	235,132,931	242,091,191

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
営業収益		
受取配当金	5,794,560	5,436,630
有価証券売買等損益	21,709,183	9,413,365
営業収益合計	15,914,623	14,849,995
営業費用		
支払利息	709	403
受託者報酬	40,209	39,623
委託者報酬	1,300,016	1,281,246
その他費用	2,626	2,576
営業費用合計	1,343,560	1,323,848
営業利益又は営業損失（ ）	17,258,183	13,526,147
経常利益又は経常損失（ ）	17,258,183	13,526,147
当期純利益又は当期純損失（ ）	17,258,183	13,526,147
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,404,969	18,501
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	14,028,998	22,450,035
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,825,056	487,671
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,825,056	487,671
剰余金減少額又は欠損金増加額	766,306	55,119
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	766,306	55,119
分配金	1,626,573	1,517,681
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	22,450,035	10,027,518

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2020年 8月 7日から2021年 2月 8日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2020年 8月 6日現在	当期 2021年 2月 8日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 257,108,138口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 251,626,875口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 22,450,035円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 10,027,518円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9127円 (10,000口当たり純資産額) (9,127円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9601円 (10,000口当たり純資産額) (9,601円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
1. 分配金の計算過程 2020年 2月 7日から2020年 3月 6日まで	1. 分配金の計算過程 2020年 8月 7日から2020年 9月 7日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	873,139円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	25,326,260円
分配準備積立金額	D	32,505,828円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	58,705,227円
当ファンドの期末残存口数	F	324,889,257口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,806円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	324,889円

2020年 3月 7日から2020年 4月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	703,612円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	20,587,006円
分配準備積立金額	D	26,999,334円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,289,952円
当ファンドの期末残存口数	F	263,970,845口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,829円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	263,970円

2020年 4月 7日から2020年 5月 7日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	914,120円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	20,607,121円
分配準備積立金額	D	27,438,976円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,960,217円
当ファンドの期末残存口数	F	264,081,404口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,853円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	264,081円

2020年 5月 8日から2020年 6月 8日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	890,254円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	19,873,238円
分配準備積立金額	D	27,079,517円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	47,843,009円
当ファンドの期末残存口数	F	254,516,474口

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	811,855円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	20,564,492円
分配準備積立金額	D	27,824,594円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	49,200,941円
当ファンドの期末残存口数	F	252,949,405口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,945円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	252,949円

2020年 9月 8日から2020年10月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	700,928円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	20,588,315円
分配準備積立金額	D	28,383,500円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	49,672,743円
当ファンドの期末残存口数	F	253,072,043口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,962円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	253,072円

2020年10月 7日から2020年11月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	836,387円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	20,612,507円
分配準備積立金額	D	28,831,356円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	50,280,250円
当ファンドの期末残存口数	F	253,195,474口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,985円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	253,195円

2020年11月 7日から2020年12月 7日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	877,284円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	20,643,133円
分配準備積立金額	D	29,414,548円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	50,934,965円
当ファンドの期末残存口数	F	253,350,027口

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,879円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	254,516円

2020年 6月 9日から2020年 7月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	733,178円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	21,274,683円
分配準備積立金額	D	27,714,893円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	49,722,754円
当ファンドの期末残存口数	F	262,009,637口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,897円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	262,009円

2020年 7月 7日から2020年 8月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	881,919円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	20,888,403円
分配準備積立金額	D	27,659,901円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	49,430,223円
当ファンドの期末残存口数	F	257,108,138口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,922円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	257,108円

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,010円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	253,350円

2020年12月 8日から2021年 1月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	793,766円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	20,671,119円
分配準備積立金額	D	30,038,482円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	51,503,367円
当ファンドの期末残存口数	F	253,489,501口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,031円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	253,489円

2021年 1月 7日から2021年 2月 8日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	829,802円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	20,531,913円
分配準備積立金額	D	30,346,826円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	51,708,541円
当ファンドの期末残存口数	F	251,626,875口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,054円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	251,626円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、バンクローンの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
--	---

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2020年 8月 6日現在	当期 2021年 2月 8日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
--------------------------------------	--------------------------------------

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左
---	----

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日		当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日	
期首元本額	326,968,775円	期首元本額	257,108,138円
期中追加設定元本額	8,039,595円	期中追加設定元本額	772,773円
期中一部解約元本額	77,900,232円	期中一部解約元本額	6,254,036円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	4,827,848	1,934,144
親投資信託受益証券	10	0
合計	4,827,858	1,934,144

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年2月8日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年2月8日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - JPYクラス	30,221	238,715,679	

	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.8%	30,221 238,715,679 100.0%	
	合計		238,715,679	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	98,049 100,019	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	98,049 100,019 0.0%	
		合計		100,019
	合計			238,815,698

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村グローバルボンド投信 Dコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2020年 8月 6日現在)	当期 (2021年 2月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,549,436	14,406,824
投資信託受益証券	1,539,255,982	1,419,367,028
親投資信託受益証券	1,000,392	1,000,196
未収入金	-	12,192,816
流動資産合計	1,558,805,810	1,446,966,864
資産合計	1,558,805,810	1,446,966,864
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,499,831	1,322,593
未払受託者報酬	43,638	43,067
未払委託者報酬	1,410,982	1,392,500
未払利息	12	4
その他未払費用	2,898	2,860
流動負債合計	2,957,361	2,761,024
負債合計	2,957,361	2,761,024
純資産の部		
元本等		
元本	1,499,831,508	1,322,593,762
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	56,016,941	121,612,078
(分配準備積立金)	374,796,975	345,426,761
元本等合計	1,555,848,449	1,444,205,840
純資産合計	1,555,848,449	1,444,205,840
負債純資産合計	1,558,805,810	1,446,966,864

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
営業収益		
受取配当金	32,076,540	29,232,000
有価証券売買等損益	152,210,800	62,512,406
営業収益合計	120,134,260	91,744,406
営業費用		
支払利息	3,161	2,666
受託者報酬	263,423	250,163
委託者報酬	8,517,347	8,088,499
その他費用	17,497	16,612
営業費用合計	8,801,428	8,357,940
営業利益又は営業損失（ ）	128,935,688	83,386,466
経常利益又は経常損失（ ）	128,935,688	83,386,466
当期純利益又は当期純損失（ ）	128,935,688	83,386,466
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	684,503	2,195,401
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	198,449,059	56,016,941
剰余金増加額又は欠損金減少額	96,487	134,773
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	96,487	134,773
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,922,549	7,328,147
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,922,549	7,328,147
分配金	9,354,871	8,402,554
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	56,016,941	121,612,078

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2020年 8月 7日から2021年 2月 8日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2020年 8月 6日現在	当期 2021年 2月 8日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,499,831,508口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,322,593,762口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0373円 (10,000口当たり純資産額) (10,373円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0919円 (10,000口当たり純資産額) (10,919円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日																		
1. 分配金の計算過程 2020年 2月 7日から2020年 3月 6日まで	1. 分配金の計算過程 2020年 8月 7日から2020年 9月 7日まで																		
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3,882,704円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,882,704円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,710,810円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,710,810円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	3,882,704円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	4,710,810円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																	

収益調整金額	C	147,985,175円
分配準備積立金額	D	383,821,225円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	535,689,104円
当ファンドの期末残存口数	F	1,606,232,182口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,335円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,606,232円

2020年 3月 7日から2020年 4月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,999,591円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	146,869,028円
分配準備積立金額	D	382,653,611円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	533,522,230円
当ファンドの期末残存口数	F	1,592,389,794口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,350円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,592,389円

2020年 4月 7日から2020年 5月 7日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,222,191円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	145,808,267円
分配準備積立金額	D	381,818,231円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	532,848,689円
当ファンドの期末残存口数	F	1,579,407,467口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,373円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,579,407円

2020年 5月 8日から2020年 6月 8日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,233,868円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	143,016,306円
分配準備積立金額	D	377,381,375円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	525,631,549円
当ファンドの期末残存口数	F	1,546,818,989口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,398円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,546,818円

収益調整金額	C	136,008,694円
分配準備積立金額	D	366,505,539円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	507,225,043円
当ファンドの期末残存口数	F	1,466,773,505口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,458円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,466,773円

2020年 9月 8日から2020年10月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,691,713円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	135,245,807円
分配準備積立金額	D	367,242,118円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	506,179,638円
当ファンドの期末残存口数	F	1,457,198,584口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,473円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,457,198円

2020年10月 7日から2020年11月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,529,253円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	132,818,394円
分配準備積立金額	D	362,459,162円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	498,806,809円
当ファンドの期末残存口数	F	1,429,688,427口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,488円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,429,688円

2020年11月 7日から2020年12月 7日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,568,311円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	127,285,380円
分配準備積立金額	D	349,131,918円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	480,985,609円
当ファンドの期末残存口数	F	1,368,943,098口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,513円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,368,943円

2020年 6月 9日から2020年 7月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,915,350円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	141,616,575円
分配準備積立金額	D	376,887,525円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	522,419,450円
当ファンドの期末残存口数	F	1,530,194,408口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,414円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,530,194円

2020年 7月 7日から2020年 8月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,590,816円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	138,940,669円
分配準備積立金額	D	371,705,990円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	515,237,475円
当ファンドの期末残存口数	F	1,499,831,508口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,435円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,499,831円

2020年12月 8日から2021年 1月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,384,528円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	126,321,306円
分配準備積立金額	D	349,274,397円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	478,980,231円
当ファンドの期末残存口数	F	1,357,359,945口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,528円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,357,359円

2021年 1月 7日から2021年 2月 8日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,447,800円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	123,193,279円
分配準備積立金額	D	342,301,554円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	469,942,633円
当ファンドの期末残存口数	F	1,322,593,762口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,553円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,322,593円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、パンクローンの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
---	-----------------------------------

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2020年 8月 6日現在	当期 2021年 2月 8日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
期首元本額 1,635,085,678円	期首元本額 1,499,831,508円
期中追加設定元本額 3,839,408円	期中追加設定元本額 2,843,653円
期中一部解約元本額 139,093,578円	期中一部解約元本額 180,081,399円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	8,414,565	43,047,868
親投資信託受益証券	98	0
合計	8,414,663	43,047,868

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年2月8日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年2月8日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - USDクラス	151,577	1,419,367,028	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.3%	151,577	1,419,367,028 99.9%	
	合計			1,419,367,028	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	980,489	1,000,196	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	980,489	1,000,196 0.1%	
	合計			1,000,196	

合計		1,420,367,224	
----	--	---------------	--

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村グローバルボンド投信 エコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (2020年 8月 6日現在)	第13期 (2021年 2月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,955,376	6,210,463
投資信託受益証券	621,307,181	288,755,742
親投資信託受益証券	100,039	100,019
流動資産合計	631,362,596	295,066,224
資産合計	631,362,596	295,066,224
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	113,567	91,348
未払委託者報酬	3,671,809	2,953,424
未払利息	6	2
その他未払費用	7,505	6,040
流動負債合計	3,792,887	3,050,814
負債合計	3,792,887	3,050,814
純資産の部		
元本等		
元本	759,439,043	310,791,993
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	131,869,334	18,776,583
(分配準備積立金)	493,875,312	216,098,672
元本等合計	627,569,709	292,015,410
純資産合計	627,569,709	292,015,410
負債純資産合計	631,362,596	295,066,224

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
営業収益		
受取配当金	51,708,440	28,101,340
有価証券売買等損益	222,471,622	44,503,615
営業収益合計	170,763,182	72,604,955
営業費用		
支払利息	2,223	1,405
受託者報酬	113,567	91,348
委託者報酬	3,671,809	2,953,424
その他費用	7,505	6,040
営業費用合計	3,795,104	3,052,217
営業利益又は営業損失（ ）	174,558,286	69,552,738
経常利益又は経常損失（ ）	174,558,286	69,552,738
当期純利益又は当期純損失（ ）	174,558,286	69,552,738
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	21,139,603	35,186,235
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	27,264,170	131,869,334
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	78,816,122
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	78,816,122
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,714,821	89,874
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,517,745	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	197,076	89,874
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	131,869,334	18,776,583

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2020年 8月 7日から2021年 2月 8日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第12期 2020年 8月 6日現在	第13期 2021年 2月 8日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 759,439,043口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 310,791,993口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 131,869,334円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 18,776,583円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8264円 (10,000口当たり純資産額) (8,264円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9396円 (10,000口当たり純資産額) (9,396円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日			第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日		
1.分配金の計算過程			1.分配金の計算過程		
項目			項目		

費用控除後の配当等収益額	A	43,943,655円	費用控除後の配当等収益額	A	13,451,709円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	229,713,264円	収益調整金額	C	94,284,972円
分配準備積立金額	D	449,931,657円	分配準備積立金額	D	202,646,963円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	723,588,576円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	310,383,644円
当ファンドの期末残存口数	F	759,439,043口	当ファンドの期末残存口数	F	310,791,993口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,527円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,986円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、パンクローンの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第12期 2020年 8月 6日現在	第13期 2021年 2月 8日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
期首元本額 974,112,063円	期首元本額 759,439,043円
期中追加設定元本額 1,029,608円	期中追加設定元本額 728,796円
期中一部解約元本額 215,702,628円	期中一部解約元本額 449,375,846円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第12期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	第13期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）

投資信託受益証券	198,762,732	22,617,114
親投資信託受益証券	10	20
合計	198,762,742	22,617,094

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年2月8日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年2月8日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - CRS クラス	88,089	288,755,742	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.9%	88,089	288,755,742 100.0%	
	合計			288,755,742	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	98,049	100,019	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	98,049	100,019 0.0%	
	合計			100,019	
合計				288,855,761	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村グローバルボンド投信 Fコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2020年 8月 6日現在)	当期 (2021年 2月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,888,659	25,173,516
投資信託受益証券	1,867,378,298	1,780,242,464
親投資信託受益証券	1,000,392	1,000,196
未収入金	7,892,070	17,495,737
流動資産合計	1,910,159,419	1,823,911,913
資産合計	1,910,159,419	1,823,911,913
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,126,605	6,534,612
未払解約金	6,389,071	13,501,062
未払受託者報酬	53,798	53,819
未払委託者報酬	1,739,460	1,740,067
未払利息	22	8
その他未払費用	3,575	3,578
流動負債合計	23,312,531	21,833,146
負債合計	23,312,531	21,833,146
純資産の部		
元本等		
元本	3,781,651,367	3,267,306,109
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,894,804,479	1,465,227,342
（分配準備積立金）	1,154,068,394	1,028,370,349
元本等合計	1,886,846,888	1,802,078,767
純資産合計	1,886,846,888	1,802,078,767
負債純資産合計	1,910,159,419	1,823,911,913

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
営業収益		
受取配当金	152,809,160	95,086,160
有価証券売買等損益	665,117,982	152,195,377
営業収益合計	512,308,822	247,281,537
営業費用		
支払利息	5,275	3,850
受託者報酬	331,545	312,375
委託者報酬	10,719,770	10,099,830
その他費用	22,042	20,767
営業費用合計	11,078,632	10,436,822
営業利益又は営業損失（ ）	523,387,454	236,844,715
経常利益又は経常損失（ ）	523,387,454	236,844,715
当期純利益又は当期純損失（ ）	523,387,454	236,844,715
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	13,091,292	3,351,341
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,422,004,684	1,894,804,479
剰余金増加額又は欠損金減少額	154,171,857	255,486,209
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	154,171,857	255,486,209
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,632,895	9,579,981
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,632,895	9,579,981
分配金	94,042,595	49,822,465
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,894,804,479	1,465,227,342

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2020年 8月 7日から2021年 2月 8日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2020年 8月 6日現在	当期 2021年 2月 8日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 3,781,651,367口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 3,267,306,109口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,894,804,479円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,465,227,342円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4989円 (10,000口当たり純資産額) (4,989円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5515円 (10,000口当たり純資産額) (5,515円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
1. 分配金の計算過程 2020年 2月 7日から2020年 3月 6日まで	1. 分配金の計算過程 2020年 8月 7日から2020年 9月 7日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,518,343円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	564,311,168円
分配準備積立金額	D	1,186,744,104円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,774,573,615円
当ファンドの期末残存口数	F	4,030,926,731口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,402円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	16,123,706円

2020年 3月 7日から2020年 4月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,556,040円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	553,829,137円
分配準備積立金額	D	1,168,084,032円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,745,469,209円
当ファンドの期末残存口数	F	3,946,905,452口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,422円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	15,787,621円

2020年 4月 7日から2020年 5月 7日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,960,751円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	553,088,536円
分配準備積立金額	D	1,168,939,337円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,746,988,624円
当ファンドの期末残存口数	F	3,929,375,117口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,445円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	15,717,500円

2020年 5月 8日から2020年 6月 8日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,240,565円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	555,254,191円
分配準備積立金額	D	1,177,214,196円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,757,708,952円
当ファンドの期末残存口数	F	3,932,079,910口

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,837,871円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	531,072,897円
分配準備積立金額	D	1,136,383,910円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,691,294,678円
当ファンドの期末残存口数	F	3,728,541,361口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,536円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	14,914,165円

2020年 9月 8日から2020年10月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,689,306円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	527,136,692円
分配準備積立金額	D	1,131,909,109円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,681,735,107円
当ファンドの期末残存口数	F	3,689,842,395口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,557円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	7,379,684円

2020年10月 7日から2020年11月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,572,279円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	522,747,435円
分配準備積立金額	D	1,135,245,337円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,669,565,051円
当ファンドの期末残存口数	F	3,653,659,523口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,569円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	7,307,319円

2020年11月 7日から2020年12月 7日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,536,798円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	504,539,184円
分配準備積立金額	D	1,097,642,474円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,613,718,456円
当ファンドの期末残存口数	F	3,521,193,448口

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	4,470円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	15,728,319円

2020年 6月 9日から2020年 7月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,593,381円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	550,805,157円
分配準備積立金額	D	1,172,475,658円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,746,874,196円
当ファンドの期末残存口数	F	3,889,711,039口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	4,490円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	15,558,844円

2020年 7月 7日から2020年 8月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,866,513円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	537,053,435円
分配準備積立金額	D	1,146,328,486円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,706,248,434円
当ファンドの期末残存口数	F	3,781,651,367口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	4,511円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	15,126,605円

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	4,582円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	7,042,386円

2020年12月 8日から2021年 1月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,362,556円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	476,728,002円
分配準備積立金額	D	1,039,439,790円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,525,530,348円
当ファンドの期末残存口数	F	3,322,149,730口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	4,591円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	6,644,299円

2021年 1月 7日から2021年 2月 8日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,462,785円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	469,457,744円
分配準備積立金額	D	1,024,442,176円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,504,362,705円
当ファンドの期末残存口数	F	3,267,306,109口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	4,604円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	6,534,612円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、バンクローンの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
--	---

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2020年 8月 6日現在	当期 2021年 2月 8日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
--------------------------------------	--------------------------------------

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左
---	----

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日		当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日	
期首元本額	4,072,727,530円	期首元本額	3,781,651,367円
期中追加設定元本額	53,103,132円	期中追加設定元本額	19,690,411円
期中一部解約元本額	344,179,295円	期中一部解約元本額	534,035,669円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2020年 2月 7日 至 2020年 8月 6日	当期 自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	7,422,504	35,300,720
親投資信託受益証券	98	0
合計	7,422,406	35,300,720

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年2月8日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年2月8日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ボンド - CRS クラス	543,088	1,780,242,464	

	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.8%	543,088	1,780,242,464 99.9%	
	合計			1,780,242,464	
	日本円	野村マネー マザーファンド	980,489	1,000,196	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	980,489	1,000,196 0.1%	
親投資信託受益証券	合計			1,000,196	
	合計			1,781,242,660	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「野村グローバルボンド投信（通貨選択型）」の各ファンドは「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2021年 2月 8日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,488,365,446
地方債証券	1,296,789,286
特殊債券	2,940,485,342
社債券	2,005,623,917
未収利息	5,004,467
前払費用	7,766,299
流動資産合計	10,744,034,757
資産合計	10,744,034,757
負債の部	
流動負債	
未払利息	1,521
流動負債合計	1,521
負債合計	1,521
純資産の部	
元本等	
元本	10,532,249,819
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	211,783,417
元本等合計	10,744,033,236
純資産合計	10,744,033,236
負債純資産合計	10,744,034,757

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2021年 2月 8日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0201円
(10,000口当たり純資産額)	(10,201円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2020年 8月 7日 至 2021年 2月 8日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2021年 2月 8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2．時価の算定方法

地方債証券、特殊債券、社債券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2021年 2月 8日現在	
期首	2020年 8月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	3,022,944,543円
同期中における追加設定元本額	9,412,151,835円
同期中における一部解約元本額	1,902,846,559円
期末元本額	10,532,249,819円
期末元本額の内訳＊	
野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）	32,601,543円
ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）	231,689,512円
ネクストコア	2,282,012円
野村世界高金利通貨投信	34,318,227円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型	982,608円

野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年２回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年２回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）年２回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年２回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年２回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年２回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年２回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年２回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（円コース）年２回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年２回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年２回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年２回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年２回決算型	9,826円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）年２回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年２回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年２回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年２回決算型	984,834円
野村アジアＣＢ投信（毎月分配型）	982,608円
野村グローバルＣＢ投信（円コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（円コース）年２回決算型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（資源国通貨コース）年２回決算型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（アジア通貨コース）年２回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村ＳＭＡ向け）	10,000円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年２回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年２回決算型	98,261円

野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年２回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年２回決算型	984,252円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年２回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年２回決算型	982,609円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）年２回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年２回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年２回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（円コース）年２回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年２回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年２回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年２回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年２回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年２回決算型	983,672円
野村テンブルトン・トータル・リターン Aコース	983,381円
野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年２回決算型	98,262円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年２回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年２回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型	983,091円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年２回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年２回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年２回決算型	491,401円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）年２回決算型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型	982,608円

野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）毎月分配型	966円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	177,539円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	398,357円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）毎月分配型	123,377円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	626,503円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）毎月分配型	23,859円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	27,600円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）毎月分配型	149,947円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）毎月分配型	48,092円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）年2回決算型	3,114円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年2回決算型	132,547円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	100,946円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）年2回決算型	18,851円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年2回決算型	373,897円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）年2回決算型	41,054円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	14,308円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）年2回決算型	63,772円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）年2回決算型	13,741円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451円
ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
ノムラ THE EUROPE Aコース	98,117円
ノムラ THE EUROPE Bコース	98,117円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）年2回決算型	9,809円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,807円

野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）年2回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）年2回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）年2回決算型	9,803円
野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルリアル毎月分配型	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA・EW向け）	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド（野村SMA・EW向け）	9,801円
グローバル・ストック Aコース	97,953円
グローバル・ストック Bコース	979,528円
グローバル・ストック Cコース	97,953円
グローバル・ストック Dコース	979,528円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）毎月分配型	9,797円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797円
（年3%目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）	98,001円
（年6%目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）	98,001円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Aコース	98,011円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Bコース	98,011円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Aコース	98,020円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Bコース	98,020円
第1回 野村短期公社債ファンド	3,037,421円
第2回 野村短期公社債ファンド	3,919,169円
第3回 野村短期公社債ファンド	1,371,897円
第4回 野村短期公社債ファンド	1,077,981円
第5回 野村短期公社債ファンド	1,959,729円

第 6 回 野村短期公社債ファンド	1,077,981円
第 7 回 野村短期公社債ファンド	686,093円
第 8 回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第 9 回 野村短期公社債ファンド	5,094,831円
第 1 0 回 野村短期公社債ファンド	391,715円
第 1 1 回 野村短期公社債ファンド	1,861,757円
第 1 2 回 野村短期公社債ファンド	6,664,982円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド 3 0（非課税適格機関投資家専用）	287,434,434円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド 5 0（適格機関投資家転売制限付）	2,050,866,611円
野村日経 2 2 5 ターゲット（公社債運用移行型）H プライス（適格機関投資家専用）	2,150,761,690円
野村日経 2 2 5 ターゲット（公社債運用移行型）I プライス（適格機関投資家専用）	2,015,148,515円
野村日経 2 2 5 ターゲット（公社債運用移行型）K プライス（適格機関投資家専用）	3,423,220,938円
野村日経 2 2 5 ターゲット（公社債運用移行型）L プライス（適格機関投資家専用）	64,931,884円
野村 D C 運用戦略ファンド	85,180,134円
野村 D C テンプルトン・トータル・リターン A コース	9,818円
野村 D C テンプルトン・トータル・リターン B コース	9,818円
野村 D C 運用戦略ファンド（マイルド）	7,492,405円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年2月8日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年2月8日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	日本円	北海道 公募平成 2 2 年度第 1 4 回	50,000,000	50,084,633	
		神奈川県 公募第 1 8 4 回	190,000,000	190,695,815	
		大阪府 公募第 3 4 9 回	100,000,000	100,294,552	
		大阪府 公募第 3 5 4 回	100,000,000	100,752,790	
		静岡県 公募平成 2 2 年度第 1 3 回	50,000,000	50,080,436	
		千葉県 公募平成 2 2 年度第 1 4 回	100,000,000	100,164,560	
		共同発行市場地方債 公募第 1 0 2 回	500,000,000	503,268,720	
		広島市 公募平成 2 3 年度第 2 回	200,000,000	201,447,780	
	小計	銘柄数：8	1,290,000,000	1,296,789,286	
		組入時価比率：12.1%		20.8%	
	合計			1,296,789,286	
特殊債券	日本円	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 1 5 2 回	77,000,000	77,789,278	
		地方公共団体金融機構債券 第 2 2 回	100,000,000	100,168,941	

		地方公共団体金融機構債券 第23回	170,000,000	170,507,358	
		地方公共団体金融機構債券 第25回	380,000,000	381,725,200	
		首都高速道路 第17回	100,000,000	100,021,656	
		日本政策金融公庫社債 第59回財投機関債	110,000,000	110,007,700	
		日本政策金融公庫社債 第65回財投機関債	700,000,000	700,007,000	
		都市再生債券 財投機関債第49回	50,000,000	50,037,900	
		福祉医療機構債券 第53回財投機関債	200,000,000	200,017,900	
		しんきん中金債券 利付第321回	150,000,000	150,044,682	
		東日本高速道路 第36回	100,000,000	100,031,104	
		東日本高速道路 第37回	200,000,000	200,038,959	
		中日本高速道路 第65回	300,000,000	300,070,456	
		西日本高速道路 第46回	200,000,000	200,006,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第85回	100,000,000	100,011,208	
		小計	銘柄数：15 組入時価比率：27.4%	2,937,000,000 2,940,485,342 47.1%	
		合計		2,940,485,342	
社債券	日本円	三菱電機 第45回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,143,101	
		伊藤忠商事 第77回社債間限定同順位特約付	300,000,000	300,446,470	
		三菱商事 第76回担保提供制限等財務上特約無	300,000,000	301,126,284	
		クレディセゾン 第53回社債間限定同順位特約付	600,000,000	601,808,032	
		三菱東京UFJ銀行 第124回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,552,361	
		日立キャピタル 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,004,000	
		三菱UFJリース 第43回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,056,621	
		三井不動産 第44回社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,362,173	
		日本電信電話 第61回	100,000,000	100,124,875	
		小計	銘柄数：9 組入時価比率：18.7%	2,000,000,000 2,005,623,917 32.1%	
	合計			2,005,623,917	
合計				6,242,898,545	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村グローバルボンド投信 Aコース

2021年2月26日現在

資産総額	340,493,570円
負債総額	185,187円
純資産総額（ - ）	340,308,383円
発行済口数	328,620,172口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0356円

野村グローバルボンド投信 Bコース

2021年2月26日現在

資産総額	1,557,635,140円
負債総額	15,128,769円
純資産総額（ - ）	1,542,506,371円
発行済口数	1,317,045,212口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1712円

野村グローバルボンド投信 Cコース

2021年2月26日現在

資産総額	242,392,924円
負債総額	131,760円
純資産総額（ - ）	242,261,164円
発行済口数	251,697,996口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9625円

野村グローバルボンド投信 Dコース

2021年2月26日現在

資産総額	1,445,451,221円
負債総額	7,430,183円
純資産総額（ - ）	1,438,021,038円
発行済口数	1,304,533,842口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1023円

野村グローバルボンド投信 エコース

2021年2月26日現在

資産総額	295,854,794円
負債総額	959,127円
純資産総額（ - ）	294,895,667円
発行済口数	309,915,098口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9515円

野村グローバルボンド投信 フコース

2021年2月26日現在

資産総額	1,813,844,050円
負債総額	4,340,006円
純資産総額（ - ）	1,809,504,044円
発行済口数	3,239,523,442口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5586円

（参考）野村マネー マザーファンド

2021年2月26日現在

資産総額	11,107,816,735円
負債総額	177,549,426円
純資産総額（ - ）	10,930,267,309円
発行済口数	10,714,891,717口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0201円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2021年3月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

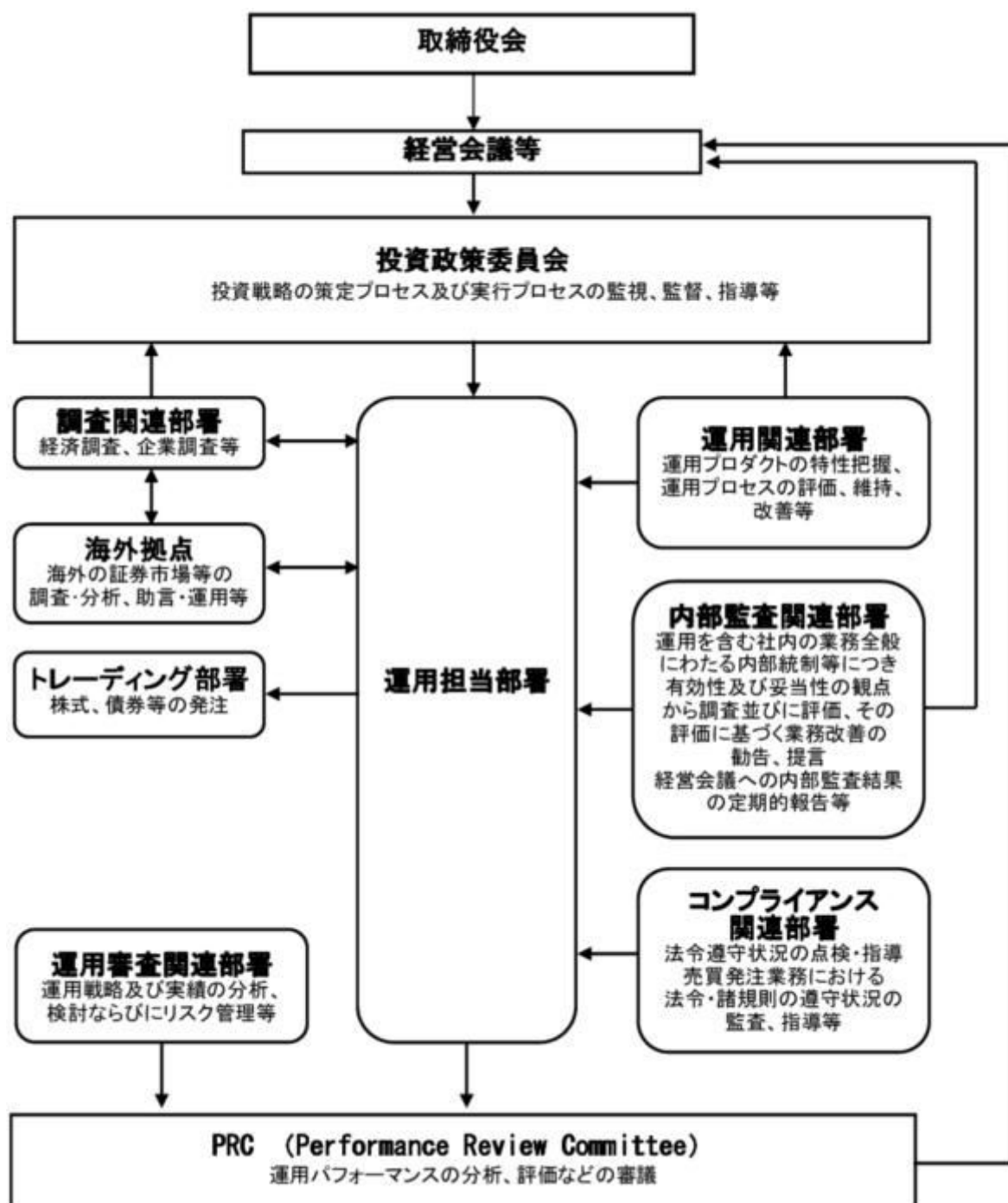
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2021年2月26日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	992	36,245,919
単位型株式投資信託	195	823,799
追加型公社債投資信託	14	6,414,778
単位型公社債投資信託	496	1,632,331
合計	1,697	45,116,827

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		1,562	2,626
金銭の信託		45,493	41,524
有価証券		19,900	24,399
前払費用		27	106
未収入金		500	522
未収委託者報酬		25,246	23,936
未収運用受託報酬		5,933	4,336
その他		269	71
貸倒引当金		15	14
流動資産計		98,917	97,509
固定資産			
有形固定資産		714	645

建物	2	320		295	
器具備品	2	393		349	
無形固定資産			6,438		5,894
ソフトウェア		6,437		5,893	
その他		0		0	
投資その他の資産			18,608		16,486
投資有価証券		1,562		1,437	
関係会社株式		12,631		10,171	
従業員長期貸付金		-		16	
長期差入保証金		235		329	
長期前払費用		22		19	
前払年金費用		2,001		1,545	
繰延税金資産		2,694		2,738	
その他		168		229	
貸倒引当金		-		0	
投資損失引当金		707		-	
固定資産計			25,761		23,026
資産合計			124,679		120,536

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			145		157
未払金			16,709		15,279
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		25		3	
未払手数料		7,724		6,948	
関係会社未払金		7,422		7,262	
その他未払金		1,535		1,063	
未払費用	1		11,704		10,290
未払法人税等			1,560		1,564
前受収益			29		26
賞与引当金			3,792		3,985
その他			-		67
流動負債計			33,942		31,371
固定負債					
退職給付引当金			3,219		3,311
時効後支払損引当金			558		572
固定負債計			3,777		3,883
負債合計			37,720		35,254
(純資産の部)					
株主資本			86,924		85,270
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,014		54,360
利益準備金		685		685	

その他利益剰余金		55,329		53,675	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,723		29,069	
評価・換算差額等			33		10
その他有価証券評価差額金			33		10
純資産合計			86,958		85,281
負債・純資産合計			124,679		120,536

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			119,196		115,736
運用受託報酬			21,440		17,170
その他営業収益			355		340
営業収益計			140,992		133,247
営業費用					
支払手数料			42,675		39,435
広告宣伝費			1,210		1,006
公告費			0		-
調査費			30,082		26,833
調査費		5,998		5,696	
委託調査費		24,083		21,136	
委託計算費			1,311		1,342
営業雑経費			5,435		5,823
通信費		92		75	
印刷費		970		958	
協会費		86		92	
諸経費		4,286		4,696	
営業費用計			80,715		74,440
一般管理費					
給料			11,113		11,418
役員報酬		379		109	
給料・手当		7,067		7,173	
賞与		3,666		4,134	
交際費			107		86
旅費交通費			514		391
租税公課			1,048		1,029
不動産賃借料			1,223		1,227
退職給付費用			1,474		1,486
固定資産減価償却費			2,835		2,348
諸経費			10,115		10,067
一般管理費計			28,433		28,055
営業利益			31,843		30,751

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	6,538		4,936	
受取利息		0		0	
その他		424		309	
営業外収益計			6,964		5,246
営業外費用					
支払利息	1	1		-	
金銭の信託運用損		489		230	
投資事業組合等評価損		-		146	
時効後支払損引当金繰入額		43		18	
為替差損		34		23	
その他		17		23	
営業外費用計			585		443
経常利益			38,222		35,555
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		21	
関係会社清算益	3	29		-	
株式報酬受入益		85		59	
特別利益計			135		81
特別損失					
投資有価証券等評価損		938		119	
関係会社株式評価損		161		1,591	
固定資産除却損	2	310		67	
投資損失引当金繰入額		707		-	
特別損失計			2,118		1,778
税引前当期純利益			36,239		33,858
法人税、住民税及び事業税			10,196		9,896
法人税等調整額			370		34
当期純利益			25,672		23,996

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		

当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							25,650	25,650	25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									

当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,653	1,653	1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	23	23	23
当期変動額合計	23	23	1,676
当期末残高	10	10	85,281

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

5．消費税等の会計処理方法 6．連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
---	--

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

（１）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（２）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

（１）概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

（２）適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）」

（１）概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

（２）適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。
未払費用 1,434百万円	未払費用 1,296百万円

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 736百万円	建物 761百万円
器具備品 3,106	器具備品 2,347
合計 3,842	合計 3,109

損益計算書関係

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円
2. 固定資産除却損 器具備品 3百万円 ソフトウェア 307 合計 310	2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソフトウェア 59 合計 67
3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。	

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,826百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,820円

基準日 2018年3月31日

効力発生日 2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,650百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

金融商品関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-

合計	98,136	-	-	-
----	--------	---	---	---

当事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日）

1．売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-

小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

１．売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	-
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	138
退職給付の支払額	858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	666
年金資産の期末残高	17,413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 百万円	繰延税金資産 百万円
賞与引当金 1,175	賞与引当金 1,235
退職給付引当金 998	退職給付引当金 1,026
関係会社株式評価減 51	関係会社株式評価減 762
投資有価証券評価減 708	投資有価証券評価減 462
未払事業税 288	未払事業税 285
時効後支払損引当金 172	時効後支払損引当金 177
減価償却超過額 171	減価償却超過額 171
ゴルフ会員権評価減 192	ゴルフ会員権評価減 167
関係会社株式売却損 148	関係会社株式売却損 148
未払社会保険料 82	未払社会保険料 97
その他 633	その他 219
繰延税金資産小計 4,625	繰延税金資産小計 4,754
評価性引当額 1,295	評価性引当額 1,532
繰延税金資産合計 3,329	繰延税金資産合計 3,222
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 15	その他有価証券評価差額金 4
前払年金費用 620	前払年金費用 478
繰延税金負債合計 635	繰延税金負債合計 483
繰延税金資産の純額 2,694	繰延税金資産の純額 2,738

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.4%
タックスヘイブン税制	2.6%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	0.6%	外国税額控除	0.7%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%
その他	1.3%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

セグメント情報等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入（*2）	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

１株当たり情報

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
１株当たり純資産額	16,882円89銭	１株当たり純資産額	16,557円31銭
１株当たり当期純利益	4,984円30銭	１株当たり当期純利益	4,658円88銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 25,672百万円 普通株式に係る当期純利益 25,672百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株		１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 23,996百万円 普通株式に係る当期純利益 23,996百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	

中間財務諸表

中間貸借対照表

		2020年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,307
金銭の信託		40,828
有価証券		10,500
未収委託者報酬		24,249
未収運用受託報酬		4,560
その他		894
貸倒引当金		14
流動資産計		83,326
固定資産		
有形固定資産	1	2,998
無形固定資産		5,462
ソフトウェア		5,461
その他		0
投資その他の資産		15,942
投資有価証券		1,701
関係会社株式		10,171
前払年金費用		1,429
繰延税金資産		2,003
その他		636
固定資産計		24,403

資産合計		107,730
		2020年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		11,513
未払収益分配金		0
未払償還金		0
未払手数料		6,651
関係会社未払金		4,007
その他未払金	2	853
未払費用		9,953
未払法人税等		1,444
賞与引当金		2,005
その他		147
流動負債計		25,063
固定負債		
退職給付引当金		3,350
時効後支払損引当金		579
資産除去債務		1,371
固定負債計		5,300
負債合計		30,364
(純資産の部)		
株主資本		77,365
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		46,455
利益準備金		685
その他利益剰余金		45,770
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		21,163
評価・換算差額等		0
その他有価証券評価差額金		0
純資産合計		77,366
負債・純資産合計		107,730

中間損益計算書

		自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		52,814
運用受託報酬		7,648
その他営業収益		178
営業収益計		60,641
営業費用		
支払手数料		16,811
調査費		11,994
その他営業費用		3,835

営業費用計		32,641
一般管理費	1	13,883
営業利益		14,115
営業外収益	2	6,145
営業外費用	3	33
経常利益		20,227
特別利益	4	2,228
特別損失	5	445
税引前中間純利益		22,011
法人税、住民税及び事業税		5,226
法人税等調整額		739
中間純利益		16,045

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当中間期変動額									
剰余金の配当							23,950	23,950	23,950
中間純利益							16,045	16,045	16,045
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	7,905	7,905	7,905
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	21,163	46,455	77,365

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	

当期首残高	10	10	85,281
当中間期変動額			
剰余金の配当			23,950
中間純利益			16,045
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	10	10	10
当中間期変動額合計	10	10	7,915
当中間期末残高	0	0	77,366

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの...移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

	(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。	
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。	
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。	

[注記事項]

中間貸借対照表関係

2020年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	648百万円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	180百万円
無形固定資産	1,125百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	4,540百万円
金銭信託運用益	1,360百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
時効後支払損引当金繰入	10百万円
為替差損	9百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券等売却益	71百万円
株式報酬受入益	26百万円
移転補償金	2,130百万円
5 特別損失の内訳	
投資有価証券等評価損	36百万円
固定資産除却損	2百万円
事務所移転費用	406百万円

中間株主資本等変動計算書関係

自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当金の総額	23,950百万円			
(2) 1株当たり配当額	4,650円			
(3) 基準日	2020年3月31日			
(4) 効力発生日	2020年6月30日			

金融商品関係

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,307	2,307	-
(2)金銭の信託	40,828	40,828	-
(3)未収委託者報酬	24,249	24,249	-
(4)未収運用受託報酬	4,560	4,560	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	10,500	10,500	-
資産計	82,445	82,445	-
(6)未払金	11,513	11,513	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	0	0	-
未払手数料	6,651	6,651	-
関係会社未払金	4,007	4,007	-
その他未払金	853	853	-
(7)未払費用	9,953	9,953	-
(8)未払法人税等	1,444	1,444	-
負債計	22,911	22,911	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,701百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（５）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当中間会計期間において、非上場株式について35百万円（投資有価証券35百万円）減損処理を行っております。

有価証券関係

当中間会計期間末（2020年9月30日）

１．満期保有目的の債券(2020年9月30日)

該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式(2020年9月30日)

該当事項はありません。

３．その他有価証券(2020年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
----	-------------------------	---------------	-------------

中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	10,500	10,500	-
小計	10,500	10,500	-
合計	10,500	10,500	-

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
期首残高	-
有形固定資産の取得に伴う増加 時の経過による調整額	1,371 -
中間期末残高	1,371

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

	自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
--	------------------------------

1 株当たり純資産額 15,020円52銭

1 株当たり中間純利益 3,115円15銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	16,045百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	16,045百万円
期中平均株式数	5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2021年2月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 2021年2月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 8月18日	臨時報告書
2020年10月30日	有価証券届出書
2020年10月30日	有価証券報告書
2020年11月17日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村グローバルボンド投信 Aコースの2020年8月7日から2021年2月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村グローバルボンド投信 Aコースの2021年2月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村グローバルボンド投信 Bコースの2020年8月7日から2021年2月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村グローバルボンド投信 Bコースの2021年2月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村グローバルボンド投信 Cコースの2020年8月7日から2021年2月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村グローバルボンド投信 Cコースの2021年2月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村グローバルボンド投信 Dコースの2020年8月7日から2021年2月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村グローバルボンド投信 Dコースの2021年2月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村グローバルボンド投信 Eコースの2020年8月7日から2021年2月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村グローバルボンド投信 Eコースの2021年2月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村グローバルボンド投信 Fコースの2020年8月7日から2021年2月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村グローバルボンド投信 Fコースの2021年2月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月25日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井純子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村健二郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水永真太郎
--------------------	-------	-------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。